



基本 政策 4

活力と魅力あふれる 力強い都市づくり

- 我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。
- 首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人々が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。
- また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。
- さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

政策の方向性

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活
利便性の向上

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策4-4 臨海部を活性化する

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

10
年
戦
略

基
本
政
策
1

基
本
政
策
2

基
本
政
策
3

基
本
政
策
4

基
本
政
策
5

政
策
体
系
別
計
画

区
計
画

進
行
管
理
・
評
価



政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策の方向性

- 新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。
- また、産学交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	28.3%	36.2%	35%以上

施策の体系

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成

施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

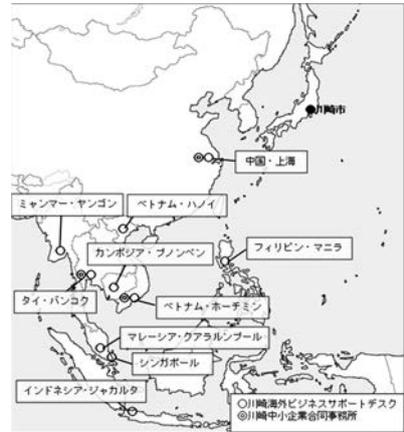
施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

施策 1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化



第 1 期の主な取組状況

- 海外で開催される展示会等への出展サポートや、「海外ビジネス支援センター（KOBIS）」におけるワンストップによるサービスの提供などにより、市内企業の海外へのビジネス展開を促進しています。また、海外ビジネス全般に係る相談ができる「川崎海外ビジネスサポートデスク」を中国及び ASEAN 各国に設けるとともに、市内企業が現地出張の際、商談等で利用可能な「川崎市中小企業合同事務所」を設置するなど、海外における現地でのビジネス支援の充実を図っています。
- 環境技術の移転による国際貢献と市内産業の活性化を目的に、川崎国際環境技術展の開催を通じて市内企業の環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場の提供のほか、市内企業や関係団体等で構成するグリーンイノベーションクラスターにおけるプロジェクト創出に取り組んでいます。
- 世界の水環境は、人口増加、経済発展等により、水資源の不足や水質汚濁などの問題を抱えています。国際社会の共通の課題である水環境改善に向け、「かわさき水ビジネスネットワーク」を通じた水関連企業の海外展開の支援や、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた専門家派遣や研修生・視察者の受入等の技術協力の取組を進めています。



川崎市サポート拠点



川崎国際環境技術展



施策の主な課題

- 市内企業の海外展開については、国内外の社会経済環境の変化に合った状況に対応した支援の実施が求められています。
- 国際競争力の向上に向けて、多様化する海外展開へのニーズや、医療機器や環境などの成長分野、川崎ものづくりブランド等と連動した効果的な支援策が求められています。
- 水環境にかかる国際展開の推進にあたっては、官民連携による国際展開の取組と技術協力による国際貢献の取組を効果的に連携させる必要があります。



施策の方向性

- 市内企業の海外へのビジネス展開に向けた支援の実施
- 医療機器や環境などの成長産業における海外販路開拓の支援の実施
- 水関連企業の海外展開支援による上下水道分野の国際展開の推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価



直接目標

● 海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	581 件 (平成26 (2014) 年度)	840 件 (平成28 (2016) 年度)	630 件以上 (平成29 (2017) 年度)	800 件以上 (平成33 (2021) 年度)	800 件以上 (平成37 (2025) 年度)
グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 (経済労働局調べ)	2 件 (平成27 (2015) 年度)	2 件 (平成28 (2016) 年度)	5 件以上 (平成29 (2017) 年度)	7 件以上 (平成33 (2021) 年度)	10 件以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
海外販路開拓事業 海外での販路開拓に係る商談機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内企業の海外展開を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 海外販路の開拓に向けた海外展示会等への出展支援及び国内における商談機会の創出 H28 海外展示会への出展支援数：22社 ● 川崎市海外ビジネス支援センター（KOBIS）における海外展開支援 H28 海外コーディネーターによる支援数：361件 ● 海外サポート拠点を通じた現地支援の実施 ・海外における現地での相談機能の提供等 ● 市内企業の海外展開状況に応じたセミナー等の開催 ・セミナー等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器や環境などの成長市場・成長分野における海外展示会等への出展支援 ・川崎ものづくりブランドなど認定製品の海外販路開拓の支援 ・市内企業が参加しやすい外資系企業等との国内商談会の開催 ・海外に精通した専門コーディネーターの配置 ・市内企業の海外展開状況に応じたワンストップによるサービス提供 ・中国及びASEAN各国における海外ビジネス全般に係る相談機能の提供等 ・川崎市産業振興財団、川崎商工会議所、JETRO、中小企業基盤整備機構などの関係機関と連携したセミナー等の開催 	事業推進
国際環境産業推進事業 市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングの場を提供するとともに、環境関連の多様な主体によるネットワーク組織であるグリーンイノベーションクラスターを通じて、海外展開を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ・川崎国際環境技術展の開催及び次年度以降の方向性の検討 ● 川崎国際環境技術展出展企業等へのビジネスマッチングの促進 ・マッチング・フォローアップの実施 ● グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援及び国際貢献の推進 H28 新規プロジェクト件数：2件 	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果に基づく事業の実施 ・関係機関との連携やコーディネート機能の活用による出展企業等へのマッチング・フォローアップの実施 ・グリーンイノベーションクラスターを活用した新規プロジェクトの創出支援 	事業推進
上下水道分野における国際展開推進事業 水関連企業の海外展開支援と世界の水環境改善のため、上下水道分野の国際展開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ・情報提供等による海外展開支援の推進 ● JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の上下水道技術の世界への発信 ・専門家派遣や研修生・視察者受入の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・情報発信等による海外展開支援の推進 ・専門家派遣や研修生・視察者受入の推進による川崎の技術の発信 	事業推進

施策 2 魅力と活力のある商業地域の形成

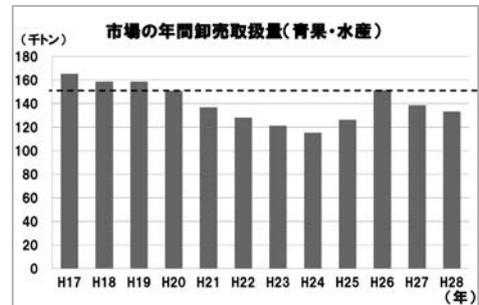


第 1 期の主な取組状況

- 大規模商業施設や商店街を一体的に捉えた魅力的な商業地域エリアを形成し、地域ごとの特徴を踏まえた商業活性化策を展開しているほか、商店街の魅力を高めるイベントに対する支援や魅力ある店舗の創出、空き店舗を活用した開業の促進など、商店街の活性化を図るさまざまな取組を推進しています。
- 多数の大型商業施設や商店街が集積する川崎駅周辺地区などの商業エリアにおいて、かわさき TMO などの関係団体と連携した事業支援を行い、中心市街地活性化を推進しています。また、カワサキハロウィンなどの 15 を超えるイベントを秋に開催し、その魅力を市内外に広く PR することで、集客と賑わいの創出に取り組んでいます。
- 卸売市場は、多種多様な生鮮食料品等が集まり市民の豊かな食生活を支える、高い公共性を有しています。全国的に市場経由率が低下するなど、市場を取り巻く環境が厳しさを増す中、公共的な機能を継続的に発揮するため、本市においては計画策定時の取扱量の維持を目標に、「卸売市場経営プラン」に基づき市場関係者と連携を図りながら、市場の活性化及び効率的な管理運営に向けた取組を進めています。



カワサキハロウィン



資料：経済労働局調べ



施策の主な課題

- 市内商店街は、担い手の高齢化や後継者不足等の課題を依然として抱えていることから、商店街の活性化に向けて継続的な支援が求められています。
- 川崎駅周辺の商業エリアの活性化については、駅周辺の開発動向等と連動した魅力あるまちづくりを進めるため、関係団体と一層の連携強化を図っていくほか、既存のイベントを活用し、周辺エリアの回遊性を高めることにより購買機会を創出して、相乗効果を生み出すための取組を推進していくことが求められています。
- 卸売市場については、市場を取り巻く環境が厳しさを増す中、市場施設の機能強化や老朽化への対策が求められている一方で、国においては、卸売市場法の見直しに向けた動きがあり、これらの状況を見据えて、市として主体的に対応を進める必要があります。



施策の方向性

- 商店街等が抱える課題解決を通じた魅力と活力のある商業地域の形成
- 商店街の魅力を高めるイベント開催等への支援による魅力あるまちづくりの推進
- 持続可能な卸売市場の構築や国の動向を踏まえた機能強化に向けた取組の推進



直接目標

- 魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
小売業年間商品販売額 (商業統計調査)	9,838 億円 (平成26 (2014) 年度)	— (平成29 (2017) 年12月頃に調査結果判明)	1 兆円以上 (平成29 (2017) 年度)	1 兆円以上 (平成33 (2021) 年度)	1 兆円以上 (平成37 (2025) 年度)
市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数 (経済労働局調べ)	第2期実施計画から新たに設定	17 回 (平成28 (2016) 年度)	—	22 回以上 (平成33 (2021) 年度)	25 回以上 (平成37 (2025) 年度)
市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	151,433 t (平成26 (2014) 年)	133,290 t (平成28 (2016) 年)	151,433 t以上 (平成29 (2017) 年)	151,433 t以上 (平成33 (2021) 年)	151,433 t以上 (平成37 (2025) 年)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
商店街課題対応事業 商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街の機能向上に向けた工コ化の推進 H28実施数：累計84商店街 ● 商店街の安全安心事業の実施 H28実施数：累計39商店街 ● 老朽化した街路灯等の除去を行う商店街の支援 H28実施数：7商店街 ● 市内商店街における創業予定者向けセミナーの実施による商業課題への対応支援 ・セミナーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯のLED化等の商店街工コ化プロジェクト事業の推進 ・防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の推進 ・商店街の老朽化した街路灯等の撤去支援の実施 ・創業予定者向けセミナーの実施 	事業推進
地域連携事業 商店街が行うイベント等の支援を行います。また、公衆浴場組合連合会に対する経営安定化等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 商店街の魅力高めるイベント事業等への支援 H28支援件数：25件 ● 市内公衆浴場の経営安定等の支援 H28支援件数：46件 ● 銭湯マップ作成、スタンプラリー等大田区との連携事業 ・事業実施及び連携事業のあり方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街におけるイベント事業等への支援の推進 ・公衆浴場に対する経営安定等の支援の実施 ・実績の検証に基づく連携事業の実施 	事業推進
まちづくり連動事業 大規模小売店舗立地法について法の適正な運用を図ります。また、川崎駅周辺の魅力あるまちづくりを進める活動等や、事業者が主体となって開催するイベントを支援し、まちの魅力をPRします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模小売店舗立地法の運用による周辺環境の保持 ・大規模小売店舗立地法の適正な運用 ● 川崎駅周辺の活性化事業を通じた魅力あるまちづくりの推進 ・中心市街地活性化事業への支援 ● 事業者が主体となって取り組む川崎駅周辺イベントへの支援 ・イベントへの支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗立地法の適正な運用に基づく届出の受付、事務処理などの実施 ・事業検討を踏まえた、川崎駅周辺の活性化事業への支援 ・カワサキハロウィンなどのイベントへの支援の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
商業力強化事業 商業ネットワークの構築や魅力ある個店の創出支援、専門家派遣による課題解決等により、地域価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎商工会議所と連携したエリアプロデュース事業による商業集積エリアの活性化 H28支援エリア数：7件 ・商業集積エリア活性化に向けたエリアプロデュース事業の推進 ●魅力あふれる個店創出事業の実施 H28支援件数：2件 ・魅力あふれる店舗や商品を生み出す個店創出に向けた支援事業の推進 ●商店街出張キャラバン隊事業の実施 ・専門家等による商店街出張キャラバン隊事業の実施 ・専門家等が市内商店街を訪問・指導する商店街出張キャラバン隊事業の推進 ●商店街連合会の機能強化と活動支援を通じた商店街の育成・発展 ・機能強化と活動支援の実施 ・大型店舗の加入促進等の機能強化と活動支援の推進 ●商店街等への専門家（アドバイザー）派遣による商店街の課題解決の支援 ・専門家派遣の実施 ・専門家（アドバイザー）派遣の実施 ●Buyかわさきフェスティバルの実施を通じた市内製品の販売促進・消費拡大 ・Buyかわさきフェスティバルの実施 ・Buyかわさきフェスティバルの実施 ●商業振興施策の展開に向けた計画の更新 ・「商業振興ビジョン」の更新に向けた取組の推進 	事業推進	
卸売市場の管理運営事業 南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化や市場運営の効率化、経営の健全化を通じて、これからの社会にふさわしい持続可能な卸売市場の構築を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●南北市場の活性化に向けた取組の推進 ・活性化策の実施 ・「卸売市場経営プラン」に基づくそれぞれの特性を活かした活性化策の実施 ●南北市場の効率的な管理運営に向けた取組の推進 ・効率的な管理運営及び検証の実施 ・事業用定期借地権方式の活用等、民間活力の導入等による北部市場の効率的かつ持続可能な管理運営体制の確立に向けた検討 ・南部市場における指定管理者制度導入効果の検証及び検証結果を踏まえた取組の実施 	事業推進	
卸売市場施設整備事業 老朽化した施設の補修・改修や市場機能強化に向けた取組を推進することで、市場機能の維持・向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●市場機能強化に向けた取組の推進 ・国の動向を踏まえた「卸売市場経営プラン」に基づく市場機能強化に向けた取組の推進 ●市場施設の老朽化対策の実施 ・補修・改修の実施 ・長寿命化に向けた老朽化施設の補修・改修等の実施 	事業推進	

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進捗管理・評価

施策 3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成



第 1 期の主な取組状況

- 平成 28 (2016) 年 4 月に施行された「中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、中小企業が行う新製品・新技術開発への支援や、「川崎ものづくりブランド」制度を活用した情報発信や販路拡大の支援などを行い、中小企業の活性化に取り組んでいます。
- 大企業等が保有する特許やノウハウ等の知的財産を活用し、中小企業の新事業展開を促進するためのビジネスマッチングを進めているほか、ライセンス契約後の製品化、販路開拓までの一貫した支援を行っています。
- 住宅化が進む内陸部工業系用途地域において、地域住民にもものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を促進させるため、住工共生のまちづくりに向けたイベントや操業環境の改善を図る取組に対する支援を行うなど、市内製造業者が継続的に操業していけるような様々な角度から環境整備を推進しています。



資料：工業統計調査



オープンファクトリー（住工共生地域交流事業）



施策の主な課題

- 国際競争の激化により、市内中小企業にとっては非常に厳しい経営環境が続き、市内事業所数は減少を続けています。中小企業は、雇用創出や地域経済の発展等の面で地域社会に欠かせない存在であることから、安定経営の継続、販路拡大、働き方改革などに向けた課題や、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの次世代技術の活用による経営革新などへの対応が求められています。
- 市内の多くの中小製造業が事業所の老朽化や近隣の住宅地化など立地上の課題を抱えていますが、市内の限られた工業系用途地域においても、工場跡地の住宅地化により工場を操業できる場所が減少していることから、中小製造業者の操業環境の整備・改善に向けた取組を推進していく必要があります。



施策の方向性

- 市内中小企業の活性化に向けた経営力・技術力強化のための支援の推進
- 知的財産交流の推進による市内中小企業の新事業展開の促進
- 中小製造業の操業環境整備への支援の推進



直接目標

- 市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
製造品出荷額等 (工業統計調査)	4兆2,968 億円 (平成23 (2011) ~25 (2013) 年平均)	— (平成29 (2017) 年12月頃 に調査結果判明)	4兆2,968 億円以上 (平成27 (2015) ~29 (2017) 年平均)	4兆2,968 億円以上 (平成31 (2019) ~33 (2021) 年平均)	4兆2,968 億円以上 (平成35 (2023) ~37 (2025) 年平均)
知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	4 件 (平成26 (2014) 年度)	3 件 (平成28 (2016) 年度)	4 件以上 (平成29 (2017) 年度)	4 件以上 (平成33 (2021) 年度)	4 件以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標		
	現状 平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) ~33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
知的財産戦略推進事業 川崎市知的財産戦略及び推進プログラムに基づき、大企業等の開放特許・ノウハウ等の知的財産を中小企業とマッチングし、中小企業の新たな事業展開等を支援するとともに、マッチング成立後の製品化・事業化に向けた継続的な支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業間連携等による新事業の開発に向けた知的財産交流会の開催 ・クローズ型のマッチング会の開催 ・特定の企業・団体によるクローズ型のマッチング会の開催 ● 知的財産マッチング後のフォローアップを通じた新技術・新製品創出の推進 ・事業化・市場化支援 ・事業化・市場化支援によるフォローアップの実施 ● オープンイノベーションと知的財産の創造・保護・活用に向けた知的財産シンポジウムの開催 ・シンポジウムの開催 ・シンポジウムの開催を通じたオープンイノベーションと知的財産の活用 ● 知的財産スクールを通じた知的財産交流の活性化 ・スクールの開催 ・スクール開催による特許活用・検索等に関する実務講座の実施 ● 「川崎市知的財産戦略」の改定・運用 ・戦略の改定 (H29 予定) ・新たな「川崎市知的財産戦略」に基づく取組の推進 	事業推進	
ものづくり中小企業経営支援事業 市内中小企業の抱える様々な課題に対して、ニーズに応じた支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● ニーズに応じた経済団体等への支援や補助の実施 ・補助の実施 ・研究開発、経営安定、販路拡大等のニーズに応じた支援や補助の推進 ● 展示会等への多様な主体と連携した共同出展 ・共同出展の実施 ・市外で開催される展示会等への多様な主体と連携した共同出展の実施 ● 川崎商工会議所との連携による「川崎ものづくりブランド」制度の推進 ・制度の推進 ・「川崎ものづくりブランド」の価値の向上や認定製品の情報発信の実施 ● 市内中小企業の販路開拓や取引拡大を図る先端技術見本市の神奈川県等との共同開催 ・共同開催の実施 ・共同開催による先端技術見本市「テクノトランスファー」の実施 ● 次世代を担う児童・学生等に向けたものづくりの魅力の発信 ・体験教室、講演会等の開催 ・児童・学生に向けた体験教室、講演会、講座の開催 ● 市内の製造業とICT産業の連携促進 ・連携促進に向けた取組の実施 ・市内製造業とICT産業の連携促進に向けた技術開発支援等の取組の推進 	事業推進	

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
川崎市産業振興財団運営支援事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出を促進するため、国や県、地域の産業支援機関等と連携を図り、多面的な支援を展開します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の経営・技術面に関する支援による経営力・技術力の高度化 ・コンサルティング支援等の実施 ●IoTやAI等に対応するための市内中小企業に向けた支援体制の充実 ●新事業分野でのビジネスマッチング等のコーディネート支援活動 ●中小企業の技術の高度化、新分野進出、人材育成等の支援 ●川崎市産業振興会館の施設修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談、フンデイ・コンサルティング、専門家派遣等の支援の実施 ・市内中小企業のICT化等に向けた新たな取組の推進 ・出張キャラバン隊によるビジネスマッチング等のコーディネート支援活動の推進 ・各種セミナー、研修等の開催による支援の実施 ・設備のエコ化を含めた施設修繕の実施 	事業推進
中小企業融資制度事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 市信用保証協会や取扱金融機関との連携による間接融資制度の実施及び信用保証協会の事業推進により、中小企業者等の資金調達円滑化を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業者等への安定的な資金供給 ●中小企業者等の資金調達の支援 ●円滑な融資の促進に向けた市信用保証協会の経営基盤の安定化支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度融資の実施 ・信用保証料補助の実施 ・代位弁済補助の実施 ・制度融資による安定的な資金供給の促進 ・中小企業者等に対する信用保証料補助による資金調達支援の実施 ・信用保証協会に対する代位弁済補助による経営基盤の安定化支援の実施 	事業推進
先端産業等立地促進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 先端技術を持つ企業の事業化を支援することにより、先端産業の創出と集積を促進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●先端産業創出支援制度による操業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・操業支援の実施 ・先端産業創出支援制度による立地企業への助成金交付と操業支援の実施 	
対内投資促進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 地理的優位性や環境技術の蓄積など、本市ビジネス環境情報を外資系企業等に対して効果的に情報発信し、対内投資を促進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●海外ミッション、展示会等における本市プロモーションの実施 ●対内投資連絡会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市プロモーションの実施 ・連絡会議の開催 ・外資系企業等の本市来訪や本市の外国訪問の機会を捉えたプロモーションの実施 ・ジェトロ、神奈川県等との連携による連絡会議の開催 	事業推進
内陸部操業環境保全対策事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら、工業集積の維持・発展を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●住工共生のまちづくり活動の支援 ●都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内への立地誘導 ●操業環境の整備・改善の支援 ●積極的な産業立地の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・住工共生のまちづくりに向けたイベント等の活動に対する支援の実施 ・立地誘導の推進 ・助成制度の創設 (H29) ・立地誘導の推進 ・住工共生のまちづくりに向けたイベント等の活動に対する支援の実施 ・市内への立地誘導の推進 ・がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度を活用した、操業環境の整備・改善に向けた支援の推進 ・工業用地等需給情報の収集と活用による積極的な産業立地誘導の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

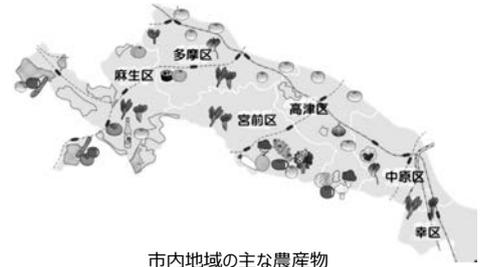
進化管理・評価

施策 4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

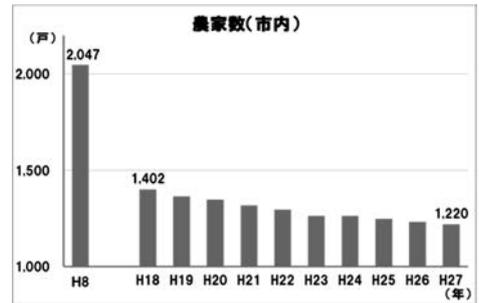


第 1 期の主な取組状況

- 都市農業振興基本法成立等の環境変化や国の動向を踏まえ、新たな課題や市内農業への期待に応じるため、平成 28（2016）年 2 月に「川崎市農業振興計画」を策定し取組を推進しています。
- 市内農業者の持続的・自立的な農業経営に寄与するため、経営改善等に取り組む農業者に対する経営支援のほか、農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の試験・研究、普及に取り組んでいます。また、市内産農産物の価値向上のため、多様な主体との連携を図る場として「都市農業活性化連携フォーラム」を開催するとともに、連携を先導するモデル事業の実施を通じて、連携の成果を市内農家へ普及させています。
- 農業の担い手を確保・育成するため、青年農業者団体・女性農業者団体などの活動やネットワークづくりの支援のほか、川崎の農業を牽引する認定農業者の確保・支援や、新規就農者への技術的支援を行っています。また、農家を手助けする援農ボランティアの育成・活用などに取り組んでいます。



市内地域の主な農産物



資料：川崎市統計書



施策の主な課題

- 都市化の影響による営農環境の変化や生産者の高齢化、労働力不足、後継者育成等の課題に対し、生産力の維持・向上のための技術的支援や担い手確保の支援の充実が求められています。
- 市内産農産物の付加価値や生産性の向上等のため、企業や大学等の多様な主体との連携による新たな農業価値を創造することで農業経営の持続的発展を図るなど、従来の手法に縛られない取組が求められています。



施策の方向性

- 都市農業の振興に向けた多様な担い手の育成・確保の推進
- 農業者の経営改善のための技術・経営支援の実施
- 企業や大学等との連携による新たな農業価値創造に向けた取組の推進



直接目標

● 市内農家の農業経営を安定化・健全化させる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
認定農業者累計数 (経済労働局調べ)	25 人 (平成26 (2014) 年度)	36 人 (平成28 (2016) 年度)	30 人以上 (平成29 (2017) 年度)	40 人以上 (平成33 (2021) 年度)	50 人以上 (平成37 (2025) 年度)
援農ボランティアの累計活動日数 (経済労働局調べ)	400 日 (平成26 (2014) 年度)	413 日 (平成28 (2016) 年度)	440 日以上 (平成29 (2017) 年度)	520 日以上 (平成33 (2021) 年度)	600 日以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	平成34 (2022) 年度以降
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	
担い手・後継者育成事業 今後の本市農業を担う経営感覚に優れた農業者(担い手)の育成・確保を目的として、女性・青年農業者団体が行う活動への支援を通じ、農業者同士のネットワークづくりを図るとともに、研修会の開催や認定農業者等の経営改善計画の達成に向けた支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●女性農業者団体の活動に対する支援 H28支援回数：18回 ●担い手の育成・確保に向けた農業体験への支援 H28支援回数：2回 ●経営能力の向上を目的とした研修会の開催 H28開催回数：2回 ●農業担い手経営高度化支援事業の実施 H28支援件数：3回 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者団体が実施する活動(農業者間の情報共有、経営能力の向上、市民の農業理解の促進)への支援の推進 ・青年農業者団体が開催する農業体験への支援の促進 ・担い手・後継者向けの経営能力向上を目的とした研修会の実施 ・農業の担い手経営高度化に向けた取組の推進 	事業推進
農業経営支援・研究事業 農作物の生産技術の向上に向けた支援や、農業経営の効率化・安定化のための支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●農産物の栽培技術向上のための取組 ・試験研究及び実証栽培の実施 ●生産者向け講習会等の実施 H28講習会開催数：143回 ●経験の浅い農業者を主な対象とした講習会等の技術指導の実施 H28講習会開催数：10回 ●「環境保全型農業推進方針」に基づく環境保全型農業の普及推進 ・普及推進 ●農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する助成 ・助成の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種試験研究、農産物等の実証栽培の実施 ・「環境保全型農業技術講習会」などの講習会等の開催 ・講習会等を通じた技術指導の促進 ・環境保全型農業の普及に向けた取組の推進 ・農業用施設の整備、農業機械等の共同購入に対する助成の実施 	事業推進
農業生産基盤維持・管理事業 安定した農業生産基盤を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「農業振興地域整備計画」に基づく農用地区域の適正管理の実施 ・適正管理の推進 ●農業振興地域の農業用水利施設等ストックの計画的改修の実施 ・改修の実施 ●黒川東土地改良事業共同施行の換地事業完了に向けた支援及び移管農道の維持管理 ・換地業務や確定測量の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地区域の適正管理、違反転用地の違反解消に向けた活動の推進 ・計画的な改修の実施 ・換地業務等の換地事業完了に向けた支援の実施 ・黒川東地区の農道の適正な維持管理の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
援農ボランティア育成・活用事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進します。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●援農ボランティアの育成 H28ボランティア数： 累計97人 ●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援 ・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・育成事業の推進 援農ボランティアの活用促進に向けた支援の実施 	事業推進
多様な連携推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;">多様な主体との共創による新たな農業価値の創造を図ります。</div>	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体（農業者、商業者、工業者、情報産業事業者、大学、福祉団体、市民等）の連携による地域農業の活性化の推進 ・フォーラムや連携部会の運営 ●「早野里地里山づくり推進計画」に基づく早野地区活性化 ・活性化懇談会の開催及び協働事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と連携したフォーラムや連携部会の運営、モデル事業の実施 ・推進計画に基づく早野地区活性化懇談会の開催や協働事業の推進 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進捗管理・評価



政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策の方向性

- 高齢化の進行やICT（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。また、いつでもICTを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
新しいビジネスの生まれているまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	24.4%	25.6%	30%以上
行政サービスでインターネットやスマートフォンなどのICTの活用が進んでいると思ふ市民の割合 (市民アンケート)	22.9%	28.7%	35%以上

施策の体系

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の
新分野への進出支援

施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

施策4-2-4 スマートシティの推進

施策4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による
市民利便性の向上

施策 1 ベンチャー支援、起業・創業の促進



第 1 期の主な取組状況

- 起業意欲の醸成から起業準備、事業化に至るまでの創業段階に応じた支援として、創業フォーラムや起業家オーディションなどの開催を通じて創業しやすい環境づくりを行うとともに、成長が見込まれる有望な市内ベンチャー企業等に対して、専門家による個別・集中の支援を実施し、起業のモデルケースとなる成長企業の創出に取り組んでいます。
- 「かわさき新産業創造センター」を活用して、新たに創業する個人、創業間もないベンチャー企業等に事業スペースを提供するほか、専門家による技術開発・販路拡大に関する多様な支援や、市内企業の基盤技術高度化等に向けた講座などを実施しています。



起業家オーディション授賞式



かわさき新産業創造センター（KBIC・NANOBIIC・AIRBIC）

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価



施策の主な課題

- 若年層をはじめとする起業意識の高まりを踏まえ、既存事業の見直しや幅広い事業を立ち上げる起業希望者への対応が求められています。また、近年の本市の開業率は、政令指定都市の中で中位で推移していますが、市内産業の活性化を図るためには、起業が盛んな都市として上位を目指し、開業率を高めていく必要があります。
- 起業・創業の促進については、多様な主体との連携による対象や分野を明確にした支援体制の整備や、支援に関する戦略的な情報発信とともに、さまざまな分野の専門家と連携したベンチャー企業の起業・成長支援プログラムの実施など、研究開発型のベンチャー企業等に対する支援の充実が求められています。
- 「かわさき新産業創造センター」における入居企業の成長支援にあたっては、経済動向や技術革新を踏まえた質の高いサービスを提供していくことが求められるとともに、基盤技術高度化支援においても、市内企業のニーズを踏まえながら基盤技術の高度化に資する講座を実施していくことが求められています。



施策の方向性

- 開業率の向上に向けた、市内での起業促進
- 「かわさき新産業創造センター」を拠点とした、新産業の創出に挑戦する市内ベンチャー企業等に対する成長支援の推進



直接目標

● 次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
起業支援による年間市内起業件数 (経済労働局調べ)	62 件 (平成26 (2014) 年度)	39 件 (平成28 (2016) 年度)	80 件以上 (平成29 (2017) 年度)	100 件以上 (平成33 (2021) 年度)	120 件以上 (平成37 (2025) 年度)
かわさき新産業創造センターの入居率 (経済労働局調べ)	90 % (平成26 (2014) 年度)	97 % (平成28 (2016) 年度)	90 %以上 (平成29 (2017) 年度)	90 %以上 (平成33 (2021) 年度)	90 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標		
	現 状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
起業化総合支援事業 産業競争力強化法に基づく国の認定を受けた川崎市創業支援事業計画に基づき、市内創業支援機関14団体等との連携のもと、創業しやすい環境作りを行うとともに、有望なベンチャー企業等に対して個別・集中の支援を行うなど、市内での起業を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業促進イベント等の開催を通じた創業しやすい環境づくりの促進 H28創業フォーラム開催数：2回 H28起業家オーディション開催数：6回 ● ベンチャー企業への集中的支援の実施 H28支援件数：3件 ● 「創業支援事業計画」に基づく起業の促進 H28 支援を通じた起業件数：39件 	<ul style="list-style-type: none"> ・創業フォーラム及び起業家オーディション等の開催 ・有望なベンチャー企業への集中的支援策の実施 ・民間創業支援事業者等との連携による起業促進の取組の推進 	事業推進
新産業創造支援事業 かわさき新産業創造センターを拠点として、新たな事業分野への進出を目指す市内中小・ベンチャー企業等に対して事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーによる成長支援を実施するとともに、センター内の工作機器等を活用した市内企業の基盤技術の高度化支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● かわさき新産業創造センター入居者に対するニーズや成長過程を踏まえた支援の実施 H28相談件数：386件 ● かわさき新産業創造センターの運営、市内企業の基盤技術高度化支援 H28講座・実習数：27回 ● 快適な操業環境の提供に向けたかわさき新産業創造センターの修繕・機能維持 ・修繕・機能維持の実施 ● 子どもたちのものづくりへの興味・関心を醸成するイベントの実施 H28入場者数：1,300人 	<ul style="list-style-type: none"> ・インキュベーションマネージャー等による入居者に向けた技術相談・資金調達支援等の実施 ・かわさき新産業創造センター内の機器等を活用した講座等による市内企業の基盤技術の高度化支援 ・計画的な修繕・機能維持の実施 ・新川崎地区の事業者等が一体となった子どもたちに向けた科学イベントの実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

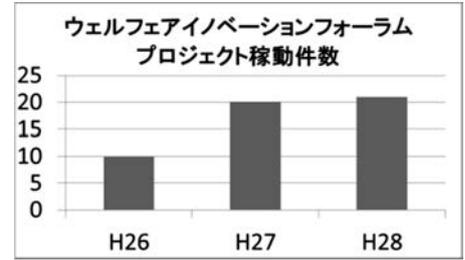
進行管理・評価

施策2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援



第1期の主な取組状況

- 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値の創造を目指して、平成29（2017）年度から5年間を計画期間とする「第2期ウェルフェアイノベーション推進計画」を策定し、取組を進めています。約300の企業・福祉事業者・大学・研究機関など様々な主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行的に対応した、当事者視点での新たな製品・サービスの「創出」「活用」を通じて、将来を先取りする社会モデルを「創造・発信」する好循環を構築していく取組を進めています。
- 当事者視点による自立支援を中心概念とする「かわさき基準」により、社会環境の変化等に対応しながら地域包括ケアシステムやダイバーシティの推進に具体的に寄与するなど、福祉課題に対応する製品の認証事業を実施しています。
- 子育て支援や高齢者のサポートなどの地域課題に対し、地域の資源や人材を活かし、住民自らが解決に向け取り組むコミュニティビジネスやソーシャルビジネスについて、担い手育成や経営支援・情報発信などを通じて、起業・創業・就業を促進しています。



資料：経済労働局調べ

ウェルフェアイノベーションフォーラムでの主なプロジェクト(H28)	
・	排尿予知による自立排泄支援
・	排泄検知によるQOLの向上と介護負担の軽減プロジェクト
・	移動販売による地域買い物コミュニティ創出プロジェクト



施策の主な課題

- 超高齢社会での将来的な福祉課題へ先行的に取り組むため、本市が産業と福祉のハブ機能として新たな製品・サービスの創出や活用の取組を進めるほか、東京2020オリンピック・パラリンピックを好機として捉え、本市が進めるウェルフェアイノベーションの取組を発信していくことが求められています。
- 高齢者支援や子育て支援、地域活性化など、多様化する地域課題への対応が求められていることから、解決手法としてのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに一層の期待が高まっています。



施策の方向性

- 超高齢社会を見据えた新たなライフスタイル等の創造・発信に向けたウェルフェアイノベーションのさらなる推進
- 新たな福祉製品・サービスの創出・活用のための「かわさき基準」の一層の推進
- コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業や就業、経営支援の促進



直接目標

- **成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する**



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数 (経済労働局調べ)	10 件 (平成26 (2014) 年度)	21 件 (平成28 (2016) 年度)	20 件以上 (平成29 (2017) 年度)	30 件以上 (平成33 (2021) 年度)	30 件以上 (平成37 (2025) 年度)
コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数 (経済労働局調べ)	4 件 (平成26 (2014) 年度)	5 件 (平成28 (2016) 年度)	5 件以上 (平成29 (2017) 年度)	6 件以上 (平成33 (2021) 年度)	7 件以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	事業内容・目標		
	現状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
ウェルフェアイノベーション推進事業 産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造するウェルフェアイノベーションにより、将来的な福祉課題解決に対応する新たな製品・サービスの創出、活用の支援を行うとともに、将来を先取りする社会モデルとなる新たなライフスタイル・ワークスタイルの創造・発信を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな製品・サービスの創出・活用プロジェクトの展開 H28創出プロジェクト稼働件数：14件 H28活用プロジェクト稼働件数：7件 ● 新たな社会モデルの創造・発信 ・創造・発信に向けた取組の実施 ● ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催 ・フォーラムの開催 ● 新たな福祉製品やサービスの創出を促進させる「(仮称)ウェルフェアイノベーション連携推進センター」の開設・運営 ・「(仮称)ウェルフェアイノベーション連携推進センター」の開設・運営に向けた取組の実施 ● 「第2期川崎市ウェルフェアイノベーション推進計画」の推進 ・推進計画に基づくウェルフェアイノベーションの効果検証の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の現場における課題解決に資する新たな製品等の創出・活用に向けたプロジェクトの推進 ・将来を先取りする新たなライフスタイル・ワークスタイルなどの社会モデルの創造・発信の推進 ・多様な主体から構成されるウェルフェアイノベーションフォーラムの開催・運営 	事業推進
かわさき基準推進事業 人間の自立を支援する革新的（イノベティブ）な製品を認証し、認証製品を活用することで、人の生活全般を豊かにしていく、かわさき基準の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● かわさき基準（KIS）による福祉製品の認証 H28認証数：累計196製品 ● かわさき基準（KIS）認証製品の活用により生み出される価値を新たな社会モデルとして創造・発信するプロジェクトの実施 ・プロジェクトの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉製品の認証の推進 ・認証製品の活用プロジェクトの推進 	事業推進
ソーシャルビジネス振興事業 コミュニティビジネス（以下CB）やソーシャルビジネス（以下SB）の起業・創業、就業を促進するとともに、CB/SB事業者や団体の経営の安定化、認知度向上や交流・連携の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● CB/SBの起業・創業・就業・経営支援 ・相談窓口の開設・運営 ・人材の発掘・育成 ・経営課題の解決支援 ・情報発信 ● 先駆的社会起業家や市内CB/SB事業者間の交流・連携を促進させる場の提供 ・フォーラムの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の開設・運営による起業・創業・経営支援 ・CB/SBの担い手となる人材の発掘・育成 ・CB/SB事業者の経営課題の解決支援に向けた情報提供 ・認知度向上に向けた情報発信の推進 ・交流・連携促進フォーラムの開催 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
環境調和型まちづくり(エコタウン)推進事業 川崎エコタウン構想の更なる推進を図るため、エコタウン立地企業等の資源循環の取組を支援するとともに、情報発信や視察の受入を広く行うほか、視察受入拠点としての川崎エコタウン会館の管理を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎エコタウン立地企業の取組支援 ・支援の実施 ●川崎エコタウンの取組の国内外への情報発信 ・情報発信の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地企業の資源循環型生産活動の取組に対する支援の実施 ・ホームページ等による情報発信の推進 	事業推進
クリエイティブ産業活用促進事業 様々な産業においてクリエイターやデザイナーの活用を促すことにより、市内事業者の情報発信力の強化や既存製品の改良、新製品開発等へとつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市内事業者を対象としたセミナー等の開催によるクリエイター・デザイナーの活用促進 ・セミナー等の開催 ●事業者の課題解決に向けた個別支援 ・個別支援の実施 ●市内事業者と連携可能なクリエイター・デザイナーに係る情報の収集及び発信 ・情報の収集及び発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリエイター・デザイナー活用のかきわけづくりとなるセミナー等の開催 ・クリエイター・デザイナーとのマッチング等の個別支援の実施 ・情報収集及び情報発信による連携の促進 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



施策 3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化



第 1 期の主な取組状況

- ライフサイエンス等の成長産業分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ領域のものづくり技術で優位性を確立し、超高齢社会に対応した付加価値の高い最先端医療産業を創出するなど、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現するための産業育成を進めています。
- オープンイノベーションの拠点となる「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」の整備を推進するとともに、「ナノ・マイクロ産学官共同研究施設（NANOBIIC）」等における産学・産産連携の取組を推進するなど、市内企業等による新たな技術・産業の創出を促進しています。
- ライフイノベーションの中核施設である「ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）」では、難治がんやアルツハイマー病の治療技術等の研究開発が行われ、iCONM の運営に対する支援を通じて、研究開発の推進を図っています。
- オープンイノベーションの交流拠点として、川崎市コンベンションホールの開設に向けた取組を進めています。



産学交流・研究開発施設（AIRBIC）完成イメージ



ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）



施策の主な課題

- 市内中小企業等による新たな製品・サービスの実用化や、新産業の創出を一層加速させるために、産学・産産連携などのオープンイノベーションの推進による研究開発への支援や環境整備に向けた取組を行うことが求められています。
- 世界的に高齢化が進む中で、医療分野の研究開発の成果を実用化することにより、均質・高付加価値な医療の実現と患者の生活の質の向上を図るため、最先端医療関連産業の創出に向けた取組が求められています。
- 市内に集積する大小様々な分野の企業等に加え、今後さらなる集積が見込まれる先端分野の企業・大学等の研究者・技術者等の交流によるイノベーションの創出に向けて、川崎市コンベンションホールを拠点とした産学交流を促進することが求められています。



施策の方向性

- 新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの取組の推進
- ライフイノベーションの推進に向けた「ナノ医療イノベーションセンター」の運営支援
- 川崎市コンベンションホールにおける民間のノウハウを活用した産学交流の促進



直接目標

● 先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
新川崎・創造のもり地区における 特許保有案件数 (経済労働局調べ)	94 件 (平成26 (2014) 年度)	144 件 (平成28 (2016) 年度)	96 件以上 (平成29 (2017) 年度)	160 件以上 (平成33 (2021) 年度)	180 件以上 (平成37 (2025) 年度)
ナノ医療イノベーションセンターの入 居率 (臨海部国際戦略本部調べ)	44 % (平成27 (2015) 年12月)	42 % (平成28 (2016) 年度)	60 %以上 (平成29 (2017) 年度)	90 %以上 (平成33 (2021) 年度)	90 %以上 (平成37 (2025) 年度)
川崎市コンベンションホールの稼働 率 (経済労働局調べ)	— (平成26 (2014) 年度)	— (平成30 (2018) 年度供用 開始予定)	— (平成29 (2017) 年度)	55 %以上 (平成33 (2021) 年度)	60 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
新川崎・創造のもり推進事業 「新川崎・創造のもり」を拠点として、4 大学ナノ・マイクロアプリケーションコンソーシアムと連携し、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携による研究開発を推進します。また、オープンイノベーションによる新たな産業の創出や新製品の開発を促進するため、「産学交流・研究開発施設 (AIRBIC)」を整備し、運営を開始します。	<ul style="list-style-type: none"> ● K2 タウンキャンパスの管理・運営 ・管理・運営の実施 ● セミナー等の実施による産学交流の機会創出 H28 K2 セミナー等開催数：8回 H28 ナノ・マイクロ技術支援講座開催数：12回 ● 「新川崎地区ネットワーク協議会」や研修会等の実施を通じたオープンイノベーション基盤の構築 ・研修会等の実施 ● 4 大学ナノ・マイクロアプリケーションコンソーシアムと連携した研究機器開放利用の推進 H28 補助：2 件 ● 「産学交流・研究開発施設 (AIRBIC)」の整備推進及び成長性の高い企業の立地誘導の促進 ・整備推進、企業誘致 広報の実施 ● 「産学交流・研究開発施設 (AIRBIC)」を拠点としたオープンイノベーションの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理・運営の継続的な実施 ・セミナーやナノ・マイクロ技術支援講座等を通じた産学交流の機会創出の促進 ・「新川崎地区ネットワーク協議会」及び研修会等の開催による連携の促進 ・利用補助を通じた研究機器開放利用の推進 ・整備推進、企業誘致広報の実施 ・「AIRBIC」を拠点とした産学・産産連携による新技術・新産業の創出促進 	事業推進
ナノ医療イノベーション推進事業 ライフイノベーションの推進に向けて、ナノ医療イノベーションセンターの運営を支援し、最先端医療関連産業の創出を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● センターの運営支援 ・支援の実施 ● 安定的な施設運営のための立ち上げ期間の支援の実施 ・支援の実施 ● COINSプロジェクトなど研究費獲得の支援 ・研究費獲得支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進
川崎市コンベンションホール管理運営事業 オープンイノベーションの交流拠点として小杉町二丁目地区において整備される、川崎市コンベンションホールの管理運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市コンベンションホールのオープンに向けた取組 ・内装工事 (H29 予定) ● 指定管理者による管理・運営 ・指定管理者との協定及び委託契約の締結 ● 利用促進に向けた広報の実施 ・広報の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・開設 (H30) ・オープニングイベントの実施 ・指定管理者と連携した円滑な管理・運営の実施 ・顧客開拓のための知名度向上につながる広報の検討・実施 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



施策 4 スマートシティの推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画



第 1 期の主な取組状況

- 地球温暖化や資源・エネルギーの問題が深刻化し、少子高齢化が進展する中で、こうした問題に対応するため、低炭素で持続可能な社会の構築が求められていることから、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用と ICT やビッグデータの利活用によるスマートシティの推進に向けた取組を進めています。
- 水素社会の実現に向けて、「川崎水素戦略」に基づき「水素供給システムの構築」、「多分野にわたる水素利用の拡大」、「社会認知度の向上」の 3 つの基本戦略を推進するとともに、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進しています。



水素エネルギーの活用
(武蔵溝ノ口駅設置の「H2One™」)



施策の主な課題

- パリ協定の発効等により、温室効果ガスの更なる削減が求められている中で、低炭素で持続可能な社会の構築に向けて、スマートシティの取組を推進する必要があります。
- 水素エネルギー利用は、90%以上の一次エネルギーを海外化石燃料に依存する日本のエネルギー供給構造を多様化させ、大幅な低炭素化を実現するポテンシャルを有しており、将来の二次エネルギーとして重要な役割を担うことが期待されていることから、水素社会実現に向けて、企業等と連携した取組を推進する必要があります。



施策の方向性

- 低炭素で持続可能な社会の構築に向けて、多様な主体と連携したスマートシティの取組の推進
- 水素エネルギーの積極的な導入と利活用に向けた「川崎水素戦略」に基づく取組の実施



直接目標

● スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数 (環境局調べ)	7 件 (平成26 (2014) 年度)	24 件 (平成28 (2016) 年度)	16 件以上 (平成29 (2017) 年度)	28 件以上 (平成33 (2021) 年度)	40 件以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
スマートシティ推進事業 低炭素社会の構築に向け、より一層のエネルギーの効率的な利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上、安全・安心の確保を図るスマートシティの取組を推進するため、学識者や事業者等と連携しながら、実証事業を行うとともに同事業の結果等を踏まえた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●低炭素で持続可能な社会の構築に向けたスマートシティの推進 ・「スマートシティ推進方針」に基づく関連事業の推進・進行管理及びエネルギー・生活・交通・まちづくり・産業の5分野におけるプロジェクトの企画・推進 ●川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業委員会による取組の推進 ・川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業の推進・検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートシティ関連プロジェクトの推進・進行管理 ・エネルギーの効率的な利用や、市民生活等の利便性・快適性の向上等に向けた取組の推進 	事業推進
水素戦略推進事業 「水素社会の実現に向けた川崎水素戦略」に基づく「水素供給システムの構築」「多分野にわたる水素利用の拡大」「社会認知度の向上」の3つの基本戦略を推進するとともに、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進します。また、川崎水素戦略における第2ステップ（2020～2040）に向けて、各リーディングプロジェクトを要素とした拡大展開モデルを創出するとともに、それらを組み合わせ、市と企業が連携協力して、新たな水素の事業モデル化に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●水素供給システムの構築に向けた取組の推進 ・水素サプライチェーンの構築に向けた技術面・運用面等の検証 ・自立型水素エネルギー供給システム共同実証事業の実施 ●多分野にわたる水素利用の拡大に向けた取組 ・低炭素水素を活用した実証事業の実施 ・燃料電池フォークリフト実証事業の実施 ・鉄道駅におけるCO2フリー水素の導入と利活用 ・パッケージ型水素ステーション実証事業開始（H29） ・新たな水素・燃料電池技術の利活用方策の検討 ●水素の社会認知度向上に向けた取組 ・PR・情報発信 ●川崎水素戦略に基づくリーディングプロジェクトの創出・推進 ・プロジェクト数：6件 ●川崎水素ネットワークの構築に向けた取組の推進 ・全体スキーム検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・水素サプライチェーンの構築に向けた実証運転および実証結果を踏まえた検討 ・再生可能エネルギーと水素を用いた自立型水素エネルギー供給システム共同実証事業の実施及び普及展開方策の検討 ・使用済みプラスチック由来低炭素水素を活用した地域循環型水素地産地消モデル実証事業の実施及び更なる水素利活用方策の検討 ・再生可能エネルギー由来水素を活用した燃料電池フォークリフト実証事業の実施及び普及展開に向けた検討 ・鉄道駅におけるCO2フリー水素の利活用 ・実証事業の実施、商用化の検討及び普及展開に向けた検討 ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上



第 1 期の主な取組状況

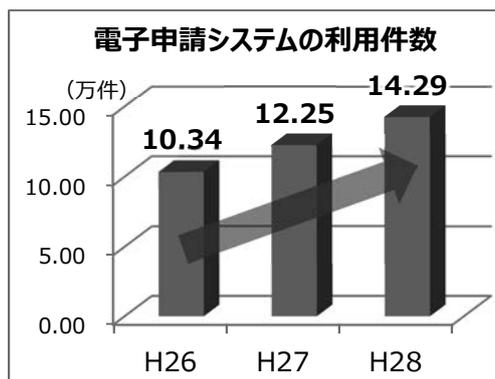
- 行政施設や民間のアクセスポイントを活用した主要駅周辺・商業施設等での公衆無線 LAN 環境（Wi-Fi スポット「かわさき Wi-Fi」）の整備を進めています。また、防災、子育て、ごみ分別、イベント情報など、利用者が必要な情報を必要とするタイミングで的確に取得できるよう、「かわさきアプリ」を活用した効率的な情報発信の取組を進めています。
- 行政が保有する各種統計データや公共施設などのデータを、市民等が利用しやすい形式で公開するオープンデータの取組では、市民サービスの向上はもとより、行政の透明性・信頼性の向上、新たなサービスやビジネスの創出などを目的として、統計・防災・気象・AED 等のデータの公開や効果的な利活用を推進しています。
- システムの利便性を向上させることにより、市民及び団体が手軽に行政手続を行えるよう、電子申請環境の整備を進めています。
- 社会保障・税番号（マイナンバー）制度では、他の行政機関等との情報連携による行政事務の効率化、添付書類の省略等による市民利便性の向上等に向けて、必要なシステム環境の整備を進めています。



かわさき Wi-Fi



かわさきアプリ



資料：総務企画局調べ



施策の主な課題

- 行政が保有するデータをはじめ、AI（人工知能）や IoT（モノのインターネット）などの新たな ICT を活用することによる、快適な市民生活や地域経済の活性化が期待されています。
- 急速に変化する ICT を取り巻く社会環境に順応し、更なる行政サービスの向上や行財政運営の効率化、働き方・仕事の進め方改革の推進に向け、適切なシステム導入や情報セキュリティ対策を継続して実施していく必要があります。



施策の方向性

- 行政施設や民間のアクセスポイント・接続アプリケーション等を活用した効率的な「かわさき Wi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進
- 「かわさきアプリ」の安定的な運用や利用拡大、AI など新たな ICT を活用したサービスの提供に向けた取組の推進
- 電子申請の利用による市民や企業の各種手続きに係る負担の軽減、更なるオープンデータの公開と民間情報とを合わせた利活用の推進
- 市役所内部事務の効率化に向けた働き方・仕事の進め方改革や新庁舎建設を見据えた ICT 導入、新たな ICT 活用の取組の推進
- マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの利活用に係る取組の推進



直接目標

ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
提供しているオープンデータのデータセット数 (総務企画局調べ)	27 件 (平成26 (2014) 年度)	69 件 (平成28 (2016) 年度)	100 件以上 (平成29 (2017) 年度)	300 件以上 (平成33 (2021) 年度)	500 件以上 (平成37 (2025) 年度)
提供しているオープンデータのダウンロード数 (総務企画局調べ)	2,000 件 (平成26 (2014) 年度)	— (平成29 (2017) 年度調査による)	4,000 件以上 (平成29 (2017) 年度)	5,000 件以上 (平成33 (2021) 年度)	6,000 件以上 (平成37 (2025) 年度)
電子申請システムの利用件数 (総務企画局調べ)	103,400 件 (平成26 (2014) 年度)	142,900 件 (平成28 (2016) 年度)	108,000 件以上 (平成29 (2017) 年度)	172,000 件以上 (平成33 (2021) 年度)	200,000 件以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域情報化推進事業 市民生活の更なる利便性の向上や地域経済の活性化を図るため、市内の公衆無線LAN環境の構築を進めるとともに、地域情報の効果的な発信を図ります。 公共データをも市民サービスやビジネスにつなげるため、オープンデータの公開を進め、その効果的な活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさきWi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・行政施設への公衆無線LAN環境の整備 ・民間のアクセスポイント等の活用 ・H28アクセスポイント数：1,500カ所 ●モバイル環境を利用した「かわさきアプリ」による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・防災・子育てアプリの運用 ・イベントアプリの構築(H29) ・H28アプリダウンロード数：64,600回 ●民間事業者等と連携した情報発信のしくみの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・H28「イベントアプリ」の民間事業者等登録数：100団体 ●オープンデータの公開とその活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・H28 オープンデータの公開数：69件 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政施設や民間のアクセスポイント・接続アプリケーション等を活用した取組の推進 ・「かわさきアプリ」の利用者の拡大に向けた取組の推進 ・新たなサービス分野の開発・提供に向けた取組の推進 ・AIやIoTなどの新たなICTを活用した取組の推進 ・オープンデータの公開件数の増に向けた取組の推進 ・官民データ活用推進基本法に基づく取組の推進 	事業推進
行政情報化推進事業 「情報化推進プラン」に基づく情報化関連施策の進捗管理を進めるとともに、マイナンバー制度の効果的・効率的な運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「情報化推進プラン」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報化推進プログラムに基づく取組の推進 ●マイナンバー制度の適切な運用と活用 <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体等とのマイナンバーによる情報連携の実施 ・マイナンバーの独自利用等に係る検討及び実施 ●働き方・仕事の進め方改革に基づくICTの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・軽量化PC及び打ち合わせ用モニターの導入、テレビ会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報化推進プラン」の進捗管理及び次期「情報化推進プラン」の策定 ・マイナンバーの独自利用やマイナンバーカードの活用に係る取組等の推進 ・モバイル端末やテレビ会議等のツールの活用やモバイルワーク等の実施に向けた取組の推進 ・本庁舎建替えに伴う新たなICT環境の整備に向けた取組の推進 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022) 年度以降
電子申請推進事業 パソコンなどを利用してインターネット上から24時間申請することが可能な、電子申請システムの安全で安定的な運用により、利便性の高い電子行政サービスを提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の利便性を向上させる電子申請環境の確保 ・機器更新作業等の実施 (H29) ● IDC (インターネットデータセンター) の適切な運用 ・IDC委託事業の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請環境の安定的な運用の推進 ・IDCの継続的な運用及び次期IDCの更新に向けた取組の推進 	事業推進
公共施設利用予約システム事業 インターネットや利用者端末を通じて市民が公共施設を効果的に予約・利用するため、「ふれあいネット（公共施設利用予約システム）」の効果的な運用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ふれあいネット」の運用 ・利用方法の検討 ● 「ふれあいネット」の次期システム導入に向けた取組 ・役割分担の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいネット」の安定的な運用の推進 ・第5期システム導入に向けた調整、準備 	・第5期システム稼働 (H34予定)

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進捗管理・評価

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策の方向性

- 10年後の平成37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められます。若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成にも取り組みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
働きやすいまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	29.7%	34.8%	35%以上

施策の体系

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり

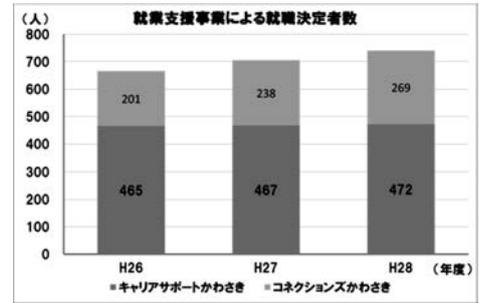
施策4-3-2 働きやすい環境づくり

施策 1 人材を活かすしくみづくり



第 1 期の主な取組状況

- 「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援の取組を進めています。
- 「ものづくり」に関わる極めて優れた技術を持つ現役の技能職者等を市内最高峰の匠として認定する「かわさきマイスター」制度において、新たなかわさきマイスターの発掘、選考、認定を行い、技能を尊重する社会の形成、熟練した技能の活用・継承、後継者育成などの取組を進めています。

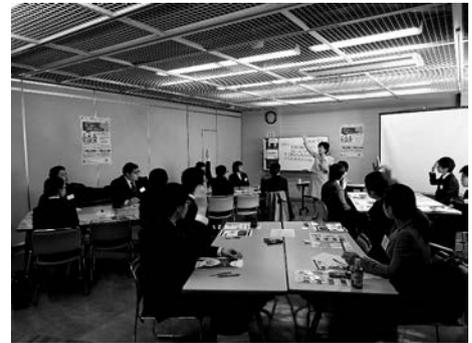


資料：経済労働局調べ



施策の主な課題

- 雇用情勢は改善が進むものの、雇用のミスマッチや若年無業者、女性労働力の活用などは依然として課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。
- 技能職者の後継者不足は深刻化しており、また、市民生活や日本の産業を支える技術・技能に対する市民理解は未だ十分でないことから、ものづくり産業の魅力発信などの技能振興の継続的な取組が求められています。



若者を対象とした就職支援セミナー



施策の方向性

- 雇用情勢や社会的ニーズに対応した就業支援の実施
- 「かわさきマイスター」制度をはじめとする技能の振興、継承の取組の推進



直接目標

● **市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する**



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
就業支援事業による就職決定者数 (経済労働局調べ)	666 人 男性 321 人 女性 345 人 (平成26(2014)年度)	741 人 男性 380 人 女性 361 人 (平成28(2016)年度)	700 人以上 男性 350 人以上 女性 350 人以上 (平成29(2017)年度)	710 人以上 男性 350 人以上 女性 360 人以上 (平成33(2021)年度)	720 人以上 男性 350 人以上 女性 370 人以上 (平成37(2025)年度)
かわさきマスターのイベント出展等の活動回数 (経済労働局調べ)	第2期実施計画から新たに設定	97 件 (平成28(2016)年度)	—	102 件以上 (平成33(2021)年度)	106 件以上 (平成37(2025)年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022)年度以降
雇用労働対策・就業支援事業 雇用のミスマッチ、若年無業者、女性再就職等の課題に対応するため、雇用情勢等に合わせて、求職者のニーズに応じた就業支援を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ●「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進 H28就職決定者数：472人 ・求職者のニーズに応じた個別相談、セミナー等の総合的な就業支援の実施 ●「コネクションかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の推進 H28就職決定者数：269人 ・個別カウンセリングや職業体験等の職業的自立支援の実施 ●労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ・労働相談の実施 ・専門相談員による労働相談の実施 ●女性向け就業支援の推進 ・就業支援の実施 ・女性カウンセラーの配置や多様な働き方を紹介するセミナー等による就業支援の実施 	事業推進
技能奨励事業 技術・技能職者への市民の理解を深め、技能を尊重する機運を醸造します。また、極めて優れた現役の技術・技能職者を「かわさきマスター」として認定し、技能の振興や継承、後継者育成の活動を行います。		<ul style="list-style-type: none"> ●市内最大の技能職の祭典「技能フェスティバル」等を通じた技能職に対する市民理解の促進 H28参加者：2,800人 ・技術・技能が体験できる「技能フェスティバル」等の開催 ●技能功労者等表彰による技能奨励の推進 ・表彰の実施 ・技能功労者等への表彰を通じた、技能職者への活動奨励の実施 ●技能職団体による中学・高校の技能職体験による技能職者の経営基盤の強化 ・技能職体験実施 ・中高生に向けた技能職体験の実施による後継者育成の推進 ●技能職団体向けマーケティング支援による技能職者の経営基盤の強化 H28研修会数：1回 ・研修会開催等によるマーケティング支援の実施 ●技能職団体や認定職業訓練校の活動支援による技能振興・継承の推進 ・活動支援の推進 ・技能職団体や認定職業訓練校への助成を通じた活動支援の推進 ●新たなかわさきマスターの認定による技能振興・継承の推進 H28認定数：5件 ・マスターの発掘、選考、認定の促進 ●マスターによるイベント出展、学校派遣、講習会等の開催を通じた技能職に対する市民理解の促進 ・講習会等の開催 ・マスターによる講習会等の開催 	事業推進
生活文化会館の管理運営事業 市内技能職の拠点である「生活文化会館（てくのかわさき）」において、市民理解や技能職者相互の交流、技能振興及び技能水準の向上をめざします。		<ul style="list-style-type: none"> ●生活文化会館における情報発信の充実、各種実習室の多目的利用等の促進による交流機能等の向上 H28稼働率：58.7% ・指定管理者と連携した稼働率の向上に向けた取組の推進 ●指定管理者の募集と選定 ・指定管理者の募集、選定の実施 	事業推進

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

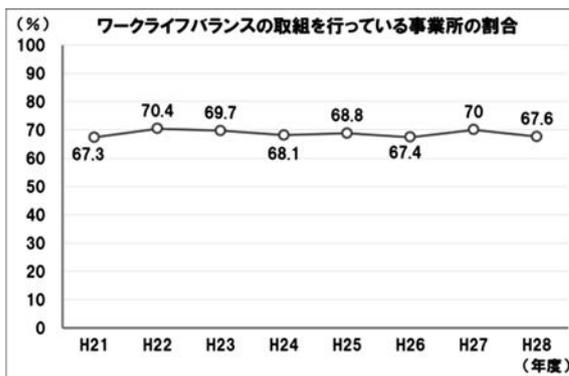
進行管理・評価

施策 2 働きやすい環境づくり



第 1 期の主な取組状況

- 中小企業に従事する勤労者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いていることから、スケールメリットを生かした福利厚生事業を実施し、勤労者の福祉充実を図る取組を進めています。
- 長時間労働や非正規雇用の不合理な待遇差など雇用環境は依然として厳しく、また、健康経営、女性活躍の促進やテレワーク等の働き方の多様化など、働く者を取り巻く環境が変化しています。このような中、市内企業の勤労者が充実した生活を送れるよう、金融機関と連携した貸付制度や文化体育事業、セミナー等を通じてワークライフバランスの取組を進めています。



資料：市労働白書



川崎市勤労者福祉共済会報誌「ハッピーライフ」



施策の主な課題

- 国を挙げた働き方改革の機運が高まっている中、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、能力を十分に発揮できる働きやすく魅力ある環境づくりを推進し、市内中小企業の人材確保を図ることが求められています。



施策の方向性

- 中小企業における従業員の福利厚生の充実に向けた取組の推進
- 市内事業所でのワークライフバランス等の「働き方改革」の取組の推進



直接目標

● 誰もが働きやすい環境を整える



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	67 % (平成26 (2014) 年度)	68 % (平成28 (2016) 年度)	70 %以上 (平成29 (2017) 年度)	75 %以上 (平成33 (2021) 年度)	80 %以上 (平成37 (2025) 年度)
勤労者福祉共済の新規加入者数 (経済労働局調べ)	第 2 期実施計画 から新たに設定	398 人 (平成26 (2014) ~28 (2016) 年度の平均)	—	420 人以上 (平成33 (2021) 年度)	440 人以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) ~33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
勤労者福祉共済事業 市内の中小企業で働く従業員の福利厚生を充実させ、併せて中小企業の振興に寄与します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者福祉共済制度の推進と会員数拡大に向けた取組の実施 H26~H28平均新規加入会員数：398人 ● 川崎市勤労者福祉共済運営協議会による共済制度の検討 ・共済制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の充実に向けた市内飲食店や商業施設等との連携の促進 ・会員数拡大に向けた市内金融機関や関係団体との連携促進 ・共済制度の充実・運営の効率化にかかる検討 	事業推進
勤労者福祉対策事業 市内企業で働く勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう勤労者福祉施策を実施し、勤労者福祉の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 勤労者生活資金貸付制度の運用 ・運用の推進 ● 勤労者団体文化体育事業の実施 ・文化体育事業の実施 ● ワークライフバランス等の「働き方改革」への取組の推進 ・啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者生活資金貸付制度の運用推進に向けた預託金融機関との連携促進 ・勤労者団体の活動への支援を通じた文化体育事業の実施 ・「働き方改革」の推進に向けたセミナーの開催等の啓発活動の実施 	事業推進
労働会館の管理運営事業 労働組合その他諸団体の健全な発達と市民の勤労意欲向上に資するため、「いこい」、「語らい」、「学びあう」ための場を提供するとともに、情報の収集・提供、学習・研修などを実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者を活用した指定管理者制度による効果的な管理・運営 H28稼働率：46.3% ● 指定管理者の募集と選定 ● 計画的な施設補修等の建物の維持管理 ・計画的な施設補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者と連携した効果的な管理・運営の推進 ・指定管理者の募集、選定の実施 ・計画的な施設補修による長寿命化の推進 ・市民館機能との複合化に向けた調整 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



政策 4-4 臨海部を活性化する

政策の方向性

- 本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
臨海部で経済活動が盛んであると思う市民の割合 (市民アンケート)	27.4%	28.7%	35%以上

施策の体系

政策 4-4 臨海部を活性化する

施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の
環境整備

施策 1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備



第 1 期の主な取組状況

- 国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業が集積する本市の臨海部の持続的発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の確な動向把握と情報の管理・分析を行いながら、臨海部全体の望ましい将来像を示す「臨海部ビジョン」の策定に向け取組を進めています。
- 国の財政支援や規制緩和などを活用し、高付加価値で国際競争力の高い産業構造への誘導や殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおけるイノベーションの創出により、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を進めています。
- 臨海部の活性化、国際戦略拠点の形成に向けては、臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、J R 南武支線や京急大師線などの既存交通施設を最大限活用するとともに、駅までのアクセスや交通結節機能の改善による鉄道と路線バスの連携など、臨海部の公共交通機能の強化に向けて取組を進めています。
- キングスカイフロントと羽田空港周辺の連携を強化し、我が国の経済の発展を牽引する成長戦略拠点の形成を促進するため、国、東京都や大田区などの関係自治体と連携を図りながら、一体的な拠点形成に寄与する羽田連絡道路の整備などの取組を進めています。



キングスカイフロント 研究開発・賑わい・交流拠点 完成イメージ



羽田連絡道路 完成イメージ



施策の主な課題

- 臨海部の強みや特性を生かして、世界をリードする人材・企業から選ばれる地域をめざすため、臨海部全体の望ましい将来像（ビジョン）を定め、高水準な労働環境や操業環境、生活環境等の実現に向け、戦略的に取組を推進する必要があります。
- 今後の土地利用転換や羽田連絡道路の整備などの環境の変化を踏まえながら、臨海部への通勤者等の動向を分析した上で、利用者ニーズに合った交通ネットワークの充実に向けた検討を進めていく必要があります。
- 臨海部の取組については、その効果がどのように市民に還元され、市民生活の向上に寄与しているのかなど、市民の認知度向上に向けた広報を行っていく必要があります。



施策の方向性

- 臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進
- 臨海部の持続的発展と日本の成長を牽引する戦略拠点の形成に向けた取組の推進
- 臨海部の交通機能強化を図る交通結節機能やネットワークの強化に向けた取組の推進
- 川崎市民の臨海部に対する誇りや期待感の醸成に向けた取組の推進



直接目標

臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
川崎区の従業者一人あたりの製造品出荷額 (工業統計調査)	1億4,500万 円 (平成25 (2013) 年度)	1億4,527万 円 (平成26 (2014) 年度)	1億5,700万 円以上 (平成29 (2017) 年度)	1億7,000万 円以上 (平成33 (2021) 年度)	1億8,400万 円以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 第 1 期実施計画で設定していた成果指標「キングスカイフロント立地事業所累計数」については、キングスカイフロントがほぼ概成し、設定した目標値を達成していることから、施策の達成度を適切に把握する新たな指標として、「キングスカイフロント域内外の企業マッチング件数」と「キングスカイフロントにおける取組を評価できる人の割合」を設定します。目標値については、現在調査中のため、調査結果をもとに今後設定します。



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
臨海部活性化推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 「臨海部ビジョン」に示す「目指す将来像」の実現に向けて、臨海部の戦略的マネジメントを推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 臨海部ビジョンに示す「目指す将来像」実現のためのプロジェクトの検討及び推進 臨海部ビジョンの策定 (H29) プロジェクトの検討及び推進 臨海部PR・ブランディングの推進 臨海部のポテンシャルを活かした市民向けイベント・広報の実施 市内学校と連携した科学教育の推進 継続実施 	事業推進	
国際戦略拠点活性化推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> キングスカイフロントにおいて、国の支援策の活用を図りながら、ライフノベーションにより京浜臨海部の持続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成・成長に向けた取組を推進します。また、国際戦略拠点に相応しい高水準な整備や機能導入を推進することで、研究者などの交流や就業環境等の向上を図るとともに、国内外から「ヒト・モノ・ビジネス」を呼び込む環境整備を行い、イノベーションの創出を加速させます。さらに、羽田空港周辺地域との連携により相乗効果高め、一体的な成長戦略拠点を形成します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> キングスカイフロント域内外の連携促進に向けた取組 国の支援策を活用した取組の推進 マネジメント組織の立ち上げ(H29) 域内の連携促進事業の検討・実施 域内外のマッチング事業や研究会等の検討・実施 域内の交流連携等の事業の実施・充実 域内外のマッチング事業や研究会等の充実 イノベーション拠点の成長に向けた機能導入の推進 研究機関等の誘致 拠点の価値向上に資する機能導入の推進 継続実施 連絡道路完成を契機とした羽田空港利用者の市内への誘導に向けた検討 検討実施 継続実施 連絡道路の整備を契機とした新たな交通ネットワークの整備推進 バスや歩行者等のネットワーク化に向けた検討調整 バスや歩行者等のネットワーク化に向けた検討調整・導入 高水準・高機能な拠点整備の推進 高水準・高機能な拠点整備に向けた設計・整備 電線類地中化など国際戦略拠点に相応しい高水準・高機能な拠点整備の推進 	事業推進	
戦略拠点形成推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 臨海部の持続的な発展を牽引する活力ある戦略拠点の形成に向けた取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 戦略拠点形成に向けた取組の推進 戦略拠点形成に向けた基礎的検討 戦略拠点形成に向けた取組の推進 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
臨海部へのアクセス向上推進事業 臨海部への公共交通によるアクセス向上に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「総合都市交通計画」に基づく臨海部への公共交通によるアクセス向上の推進 ・取組方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バスに関する機能強化の検討 	事業推進	
サポートエリア整備推進事業 臨海部の交通結節機能の強化に向けて、産業道路駅前交通広場の整備に向けた取組を進めます。塩浜3丁目周辺地区については、臨海部の活性化に向けて、公共施設の更新を踏まえた市有財産の有効活用や地区の価値を高める基盤整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●産業道路駅前交通広場整備に向けた取組の推進 ・協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計、工事等の取組の推進 	事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ●「塩浜3丁目周辺地区土地利用計画」に基づく、臨海部の活性化に向けた取組の推進 ・新たな機能導入に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな機能導入に向けた取組の推進 		
	<ul style="list-style-type: none"> ●「浮島1期地区土地利用基本方針」に基づく本格的土地利用に向けた取組の推進 ・協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用計画の策定に向けた取組の推進 		
臨海部交通ネットワーク形成推進事業 臨海部を支える重要なインフラとして、土地利用転換を促した新たな交通ネットワークの整備や次世代モビリティなど新たな移動手段や交通システムの導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●環境変化を踏まえた交通施策の推進 ・施策・事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな基幹的交通軸の整備に向けた取組の推進 ・新たな移動手段や新技術の導入に向けた検討・実証事業実施 	事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ●臨海部における交通の流動把握に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・分析等の実施 		
羽田連絡道路整備事業 羽田空港周辺地域及び京浜臨海部の連携を強化し、成長戦略拠点の形成を支えるインフラとして、羽田連絡道路の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●羽田連絡道路整備に向けた取組の推進 ・調査・設計 ・河川管理者等関係機関との協議調整 ・都市計画決定 ・環境影響評価の実施 ・用地取得 ・工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備推進 ・供用開始 ・環境モニタリング等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モニタリング等の実施 	

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



施策 2 広域連携による港湾物流拠点の形成



第 1 期の主な取組状況

- 京浜港（川崎市、東京都、横浜市の三港）の国際競争力を強化するために、港湾物流コストの削減、利用者サービスの向上等を図るとともに、ベトナム・ダナン港や中国・連雲港等の海外の友好港との連携したポートセールスや、官民一体による貨物集貨の拡大、新規航路の誘致に向けた取組等を進めています。
- 川崎港では、物流機能強化に必要な施設整備や貨物量の増加に対応したコンテナターミナルの整備・改修を計画的に進めています。また、コンテナ貨物の保管用地や老朽化した物流倉庫建替えの代替用地等を確保するため、東扇島堀込部において海面埋立による土地造成を進めています。
- 港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化等のため、臨港道路東扇島水江町線の整備を推進しています。また、東扇島と内陸部を結ぶ唯一の連絡路である海底トンネルの適切な維持管理を行っています。

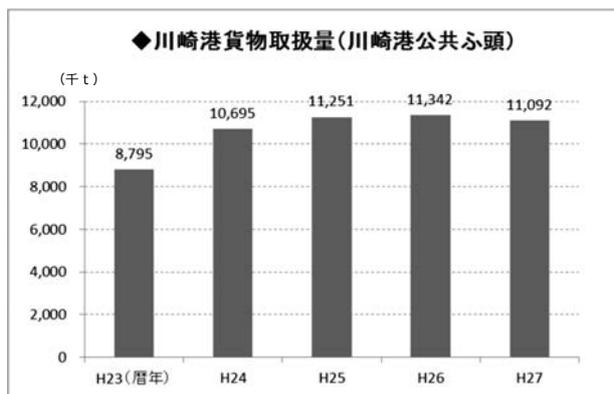


川崎港（東扇島地区）



施策の主な課題

- 川崎港公共ふ頭の貨物取扱量の増加をめざし、引き続き更なるコンテナ貨物集貨の促進、新規航路の誘致に向けた取組や、各種貨物の取扱機能の強化を推進する必要があります。
- 東扇島堀込部における土地造成について、港湾物流機能の強化を図るため、早期完成に向けて整備を推進していく必要があります。
- 臨港道路東扇島水江町線の整備については、施工の調整等により、整備完了予定時期について平成 35（2023）年度へ延伸されることとなりましたが、物流機能や防災機能の面で重要な役割が期待されていることから、国に早期の整備を求めていく必要があります。



資料：川崎港港湾統計



施策の方向性

- 国際競争力の強化策として貨物取扱量の増加を図るための取組の推進
- 川崎港の港湾物流機能の強化に向けた取組の推進
- 港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化等に向けた取組の促進



直接目標

● 川崎港での物流を活発にする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
川崎港貨物取扱量（公共埠頭） (港湾局調べ)	1,134万 t (平成26(2014)年)	1,109万 t (平成28(2016)年)	1,140万 t以上 (平成29(2017)年)	1,210万 t以上 (平成33(2021)年)	1,280万 t以上 (平成37(2025)年)
川崎港へ入港する大型外航船 (3千総トン数以上)の割合 (港湾局調べ)	70 % (平成26(2014)年)	71 % (平成28(2016)年)	73 %以上 (平成29(2017)年)	76 %以上 (平成33(2021)年)	79 %以上 (平成37(2025)年)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022) 年度以降
東扇島物流促進事業 東扇島に立地する企業の川崎港の利用促進を図り、川崎港の国際競争力の強化を進めます。また、民間活力を活かしたコンテナターミナルの管理運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルの適正な管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制導入等に向けた検討(H29) ●コンテナ補助制度の活用と港湾運営会社と連携した集貨の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> H28補助実績：39件 H29(H29.9まで)補助実績：11件 ●東扇島総合物流拠点地区の事業進捗管理 <ul style="list-style-type: none"> ・企業への聴取調査 ●東扇島内の物流効率化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会実験の実施(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金制の導入、指定管理業務及び対象範囲の拡充等 ・コンテナ貨物集貨の取組の推進 ・事業の進捗管理 ・社会実験の実施及びそれに基づく支援策の検討等 	事業推進
千鳥町再整備事業 ふ頭機能の改善を図るため、港湾施設利用者や立地企業等の関係者と調整を図りながら、「川崎港千鳥町再整備計画」に基づき、ふ頭機能の再編を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●上屋改良の推進 ●倉庫等の再配置・高度化等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者との土地交換 ・新倉庫の建設 ・既存建築物の撤去 ・既存建設物跡地の整地・舗装 ●ふ頭内道路改良の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・道路改良の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・上屋改良に向けた取組の推進 ・倉庫等の再編に向けた取組の推進 ・道路改良に向けた取組の推進 	事業推進

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
港湾施設整備事業 老朽化した港湾施設の安全性の確保と長寿命化を図るため、港湾施設の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港内の係留施設の補修等の推進 ・係留施設の補修等の実施 ●護岸・物揚場改修の推進 ・基本設計の実施(塩浜物揚場)(H29) ●臨港道路補修の推進 ・臨港道路の補修計画検討(H29) ●東扇島交通環境改善の推進 ・改善に向けた予備調査(H29) ●下水管の維持管理 ・点検調査方法の検討(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・護岸、物揚場改修に向けた取組の推進 ・臨港道路補修に向けた取組の推進 ・改善に向けた調査、検討 ・点検調査の推進 	事業推進
ポートセールス事業 川崎港の利用促進を図るため、貨物取扱量の増加や新規航路の開設に向けたポートセールスを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●官民一体となったポートセールスの推進 ・在来貨物の取扱量維持・拡充に向けた取組の推進 ●新規航路開設に向けた取組の推進 ・タイを中心とした誘致の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	事業推進
臨港道路東扇島水江町線整備事業 東扇島の発展及び機能強化に向けた新たなアクセスルート及び災害時の緊急輸送道路を確保するため、臨港道路東扇島水江町線の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国等関係機関との協議・調整 ・航行安全検討委員会及び橋梁技術・施工検討会に関する調整 ・沿道企業との工程調整 ●臨港道路東扇島水江町線整備の推進 ・橋梁部下部工事の推進 ・東扇島側受託工事の推進 ●周辺道路の混雑の緩和策の推進 ・道路改良工事(幹線5号)(H28) ・交差点改良工事(塩浜)(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・橋梁部工事、東扇島側受託工事等の推進 ・周辺道路改良へ向けた取組の推進 	・臨港道路東扇島水江町線整備完了(H35予定)
川崎港海底トンネル改修事業 川崎港海底トンネルの機能を維持・強化するため、トンネル本体や設備等の改良・改修工事を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●海底トンネルの機能の維持・強化に向けた取組の推進 ・側溝改良の推進 ・機械室棟改修に向けた実施設計(H29) ●受変電室建屋の液状化対策の推進 ・液状化対策の完了(H29) ●共同溝等耐震補強の推進 ・耐震補強の完了(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本体改良、付帯設備改修、機械室棟改修に向けた取組の推進 	事業推進
東扇島堀込部土地造成事業 川崎港の物流機能強化に資する港湾関連用地、ふ頭用地を確保するため、建設発生土を埋立用材として受入れ、海面埋立による土地造成を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●土地造成事業の推進 ・公有水面埋立免許取得に向けた取組の推進 ・護岸の実施設計(H29予定) ・埋立方法の検討(H29) ・既存施設利用者との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸築造工事の推進 ・埋立に向けた取組の推進 	・土地造成事業の完了(H39予定)

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進捗管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
内奥運河係留施設再編事業 内奥運河にある係留施設等について、既存施設の特徴を踏まえ、施設の集約や利用転換による有効活用を検討し、費用対効果の高い利活用と整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●内奥運河再編の基本計画の策定に向けた取組の推進 ・策定に向けた検討 (H29) ●内奥運河の再編計画に基づく施設の補修等の推進 ●小型船係留施設整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画の策定 ・優先順位の高い施設の調整・検討 ・係留施設整備に向けた取組の推進 	事業推進
コンテナターミナル維持・整備事業 コンテナターミナル諸設備の機能を適正な状況に維持するため、荷役機械の補修等を推進するとともに、コンテナ貨物取扱量の増加に対応するため、荷捌地の整備等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルの改良に向けた取組の推進 ・荷捌地整備の実施設計 (3、5～7レーン) (H29) ・空コンテナ置場整備工事の推進 (3～5レーン) (H29) ・トランスファークレーン (5、6号機) 更新に向けた製作 (H29) ・照明設備設計 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷捌地整備、トランスファークレーン (5、6号機) 更新、照明設備整備に向けた取組の推進 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備



第 1 期の主な取組状況

- 川崎マリエンや東扇島東公園等において、川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯、クリスマスイルミネーション等のイベントを開催するなど、市民等が川崎港を訪れる機会を増やし港湾施設の利用を促進する取組を進めています。
- 川崎港の魅力を高めるとともに、港湾関係企業の利用者の就労環境等の充実を図るため、開放的な親水空間の創出や港湾緑地の整備に向けた「川崎港緑化基本計画」に基づく取組を進めています。
- 臨海部の快適な環境の維持・向上を図るため、立地企業、関係団体、行政等が連携し、臨海部の清掃活動やごみのポイ捨て防止の啓発、事業所での回収強化をはじめとした美化対策の実施や路上への迷惑駐車対策を行うなど、川崎港の環境向上の取組を進めています。



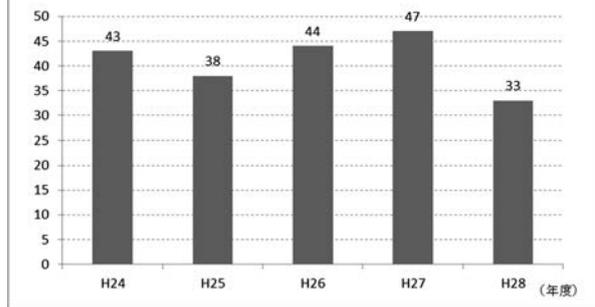
川崎みなと祭りの様子



施策の主な課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として、川崎港の魅力在市内外に向けて積極的に発信するとともに、市民等が港を訪れる機会を増やす取組を推進する必要があります。
- 港湾緑地について、他の事業進捗状況や関連する分野別計画との整合に留意しながら整備を進め、「みなと」で働く人、訪れる人が川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間としていく必要があります。
- 川崎港の市民利用が拡大していく中で、市民や港湾関係企業の利用者等が快適に利用できるよう、更なる美化対策に取り組む必要があります。

◆ 港湾緑地におけるイベントの開催回数



港湾緑地におけるイベントの開催回数



施策の方向性

- 臨海部の活性化に向けた、各種イベントの開催や新たな賑わい創出による川崎港の魅力発信
- 川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進策や効率的な管理運営手法の検討
- 市民が快適に利用できる川崎港の形成に向けた美化対策等の推進



直接目標

● 川崎港の魅力をもっと市民に広めるとともに、港の活力を高める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む） (港湾局調べ)	40万 人 (平成26 (2014) 年度)	34.5万 人 (平成28 (2016) 年度)	41万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	42万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	43万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	11 % (平成27 (2015) 年度)	13.3 % (平成28 (2016) 年度)	13 %以上 (平成29 (2017) 年度)	17 %以上 (平成33 (2021) 年度)	21 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
港湾振興事業 関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体が開催するイベント等を通じた人々の交流やレクリエーションの場づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯の開催 ・交流等の場づくりに関する取組の推進 ● 市民が港と触れ合える施設の利用促進に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎マリエン、東扇島東公園等の施設の利用促進に向けた広報の実施 ・継続実施 ● 「JOC認定バレーボール競技強化センター」としての利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進 ・継続実施 ● 川崎港湾福利厚生協会等の関係団体と連携した福利厚生・労働環境の向上に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・課題把握 ・対策検討・継続実施 ● 港湾空間を活用した新たな賑わい創出に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・東扇島東公園10周年イベント開催に向けた取組の推進 ・クルーズ船（ホテルシップ等）誘致に向けた検討 	事業推進	
港湾振興会館管理運営事業 市民に開かれた港づくり及び港湾利用促進の拠点としての港湾振興会館の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎マリエンの適切な管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・次期指定管理者公募に向けた検討 (H29) ・指定管理者の選定 ● 川崎マリエンを利用したイベントの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・H29イルミネーションの実施：1回 ・H29クラシックカー展示：3回 ・継続したイベントの開催 ● 帰宅困難者一時滞在施設として利用するための取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・開設マニュアルの作成 (H29) ・備蓄品の貯蔵 ・備蓄品の貯蔵 	事業推進	

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
川崎港緑化推進事業 市民と港で働く人々に憩い 安らげる場を提供していくた め、景観の向上のほか、魅力 ある港湾空間の形成をめざ し、港湾緑地整備を推進し ます。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港緑化基本計画の基本方針に基づく港湾緑地整備の推進 ・港湾緑地の整備に向けた検討、調整（水江町）（H29） ●港湾緑地の魅力向上に向けた取組の推進 ・港湾緑地の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地整備に向けた取組の推進 ・港湾緑地のあり方検討の推進 	事業推進	
川崎港保安対策事業 市民や船舶が安全に安心し て利用できる港をめざして、所 有船舶や保安施設を適正に 維持管理し、港内巡視や保 安警備、港内環境の保全を 着実に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●全国共通の出入国管理情報システムの運用 ・システムの運用 ●適正な保安対策の推進 H29保安対策訓練実施回数：8回 ●保安設備・所有船舶の定期点検と補修 ・点検・補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続したシステムの運用 ・適正な保安対策の推進 ・継続した点検・補修の実施 	事業推進	
川崎港美化推進事業 港内道路、緑道等の市民利 用施設の環境維持及び美化 対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●迷惑駐車・投棄車両対策の推進 H29官民合同の放置自動車監視パトロール：11回 ●港内道路、港湾緑地等の市民利用施設の環境維持及び美化対策の推進 ・美化対策等の実施に向けた調整（H29） ●官民合同の監視パトロールなど美化対策の推進 H29官民合同一斉港内清掃活動：5回 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続した迷惑駐車・投棄車両対策の推進 ・道路植栽の改良等に向けた検討の推進 ・継続した美化対策を推進 	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進化管理・評価

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策の方向性

- 本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市との都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。
- また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 (市民アンケート)	70%	72.8%	70%以上
市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 (市民アンケート)	52.6%	42.2%	52.6%以上

施策の体系

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成

施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備



施策 1 魅力にあふれた広域拠点の形成



第 1 期の主な取組状況

- 川崎駅周辺地区では、民間活力を活かしたまちづくりにより、さまざまな都市機能をバランスよく誘導するとともに、歩いて移動しやすい歩行者空間を創出するため、JR川崎駅北口自由通路の整備や堀川町のペDESTリアンデッキの整備を推進しています。また、JR川崎駅西口大宮町地区 A-2 街区では、オフィス・ホテル等の機能導入とあわせ緑地等の整備を行う民間開発事業を誘導し、環境影響評価手続に着手するとともに、羽田空港や臨海部の玄関口である京急川崎駅周辺では、京急電鉄と包括連携協定を締結し、土地利用の誘導と方針の策定に向けた取組を行っています。さらに、東口の既成市街地では、空きビルの増加などによるまちの活力や魅力の低下に対応するため、リノベーションのまちづくりを進めています。
- 小杉駅周辺地区では、土地利用転換に伴う民間再開発事業を誘導することなどにより、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。駅南側では、商業施設や住宅、公共公益施設の整備にあわせ地区幹線道路等を一体的に整備する小杉町 3 丁目東地区市街地再開発事業の工事に着手しました。駅北側では、医療・福祉、文化・交流機能を中心としたまちづくりに向けて都市計画手続等を進め、民間開発事業にあわせた（仮称）小杉町交差点デッキの整備など駅周辺の円滑な歩行者動線の確保に取り組んでいます。一方で、駅利用者の増加に伴う新たな課題も生じていることから、駅及び駅周辺の混雑緩和に向けた対応策について、鉄道事業者等と協議を進めています。
- 新百合ヶ丘駅周辺地区は、文化・芸術などの地域資源を活かした、賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、周辺環境の変化等を見据え、新たな土地利用転換などに伴う適切な誘導や南口駅前広場の再整備等の交通環境改善に取り組んでいます。



JR 川崎駅北口自由通路完成イメージ



小杉町 3 丁目東地区市街地再開発事業完成イメージ



新百合ヶ丘駅南口駅前広場



施策の主な課題

- 川崎駅周辺地区では、本市の玄関口としてふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力にあふれた拠点形成の展開を図るため、民間活力を活かした都市機能の集積を図るとともに、回遊性・利便性の向上のための都市基盤の整備や、公共空間や既存ストックを活用した賑わい創出に向けた取組の一層の推進が必要です。
- 小杉駅周辺地区では、これまでに取り組んできた事業等を着実に推進しながら、民間活力を活かして更なる都市機能の集積を図っていくとともに、小杉町 3 丁目東地区へ移転する総合自治会館の跡地の有効活用が求められています。このため、同跡地について周辺の地域資源を活かしながらうおいと賑わいのある空間づくりに取り組む必要があります。また、駅及び駅周辺の混雑に対する安全性・利便性の向上に向け、鉄道事業者等と連携した交通基盤の強化に取り組む必要があります。
- 新百合ヶ丘駅周辺地区では、豊かな自然環境や文化・芸術等の地域資源、充実した都市機能を活かした、より質の高い、魅力ある拠点形成が求められています。横浜市営地下鉄 3 号線の延伸計画などの進捗を踏まえつつ、周辺環境の変化を見据え、適切な土地利用転換の誘導や交通結節機能の強化に向けた取組を進める必要があります。



施策の方向性

- **川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進**
- **小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進**
- **新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進**



直接目標

● 川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
広域拠点 (川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅) の駅周辺人口 (川崎市統計書)	12.6万 人 (平成26 (2014) 年度)	13.1万 人 (平成28 (2016) 年度)	12.9万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	13.9万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	14.4万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
広域拠点 (川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅) の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	52.4万 人/日 (平成25 (2013) 年度)	56.4万 人/日 (平成27 (2015) 年度)	53.8万 人/日以上 (平成28 (2016) 年度)	58.8万 人/日以上 (平成32 (2020) 年度)	59.8万 人/日以上 (平成36 (2024) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) ~33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
川崎駅周辺総合整備事業 川崎駅周辺地区については、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎駅周辺総合計画」に基づく計画的なまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・短期計画の更新 ・計画に基づく事業推進 ●駅周辺の利便性・回遊性等の向上に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・堀川町C地区連絡ベデストリアンデッキ供用開始 (H29 予定) ・ミューザ川崎北側エスカレーター屋根の整備 ・北口自由通路の供用開始等に伴う歩行者交通量の変化を捉えた取組の推進 ・利便性・回遊性等の向上に向けた関係者との協議・調整 ●川崎駅東口地区の事業化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・手続き等の推進 ・まちづくり勉強会の実施等 ●小川町地区における都市基盤整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・バス発着場の整備 ・道路改良 ●民間開発事業の誘導・促進 <ul style="list-style-type: none"> ・大宮町A-2街区の協議・調整 ・大宮町A-2街区に関する事業推進 ●川崎駅周辺における公共空間の有効活用による賑わいの創出に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の有効活用に向けた社会実験・本格運用 ・ネーミングライツの実施・北口自由通路の広告展開等による持続可能な仕組みづくり ●北口自由通路等の整備に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・改札開業・通路等供用開始・行政サービス施設等の開設 (H29 予定) ・事業完了 (H30) 	事業推進	
京急川崎駅周辺地区整備事業 京急川崎駅周辺地区については、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、川崎の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ●京浜急行電鉄との包括連携協定に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・包括連携協定の締結 (H29) ・駅周辺のまちづくりと交通結節機能強化に向けた協議・調整 ●民間開発事業の誘導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎駅北口第2街区の基本計画策定 (H29 予定) ・川崎駅北口第2街区の基本設計・実施設計、工事着手 ・京急川崎駅西口街区等の関係者等との協議・調整、事業化に向けた取組の推進 ●都市基盤整備等の取組推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関係者協議 ・整備に向けた取組の推進 	事業推進	

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
小杉駅周辺地区整備事業 小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共施設などがコンパクトに集積した、市域の中心に位置する広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉町3丁目東地区の事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 (H28) ・事業推進、完了 (H31) ●小杉駅北口地区 (駅前広場等) の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・課題整理等 ・関係者等との協議・調整、方針策定等 ●国道409号拡幅事業にあわせた総合自治会館跡地等活用や周辺まちづくりの取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・検討・調整 ・総合自治会館跡地の土地利用方針の策定、事業着手 ・関係者等との協議・調整 ●民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・小杉町2丁目地区A地区・デッキ完成 (H29予定) ・小杉駅北口地区 (エルシイ跡地等) 協議・調整 ・日本医科大学地区協議・調整 ・小杉駅東部地区の地区計画に基づく誘導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業推進、完了 (H31) ・関係者等との協議・調整、方針策定等 ・総合自治会館跡地の土地利用方針の策定、事業着手 ・関係者等との協議・調整 ・小杉駅北口地区 (エルシイ跡地等) 都市計画手続 ・日本医科大学地区公園完成、病院工事着手等 ・小杉駅東部地区の地区計画に基づく誘導・支援 	事業推進
小杉駅交通機能強化等推進事業 武蔵小杉駅の利用者増に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●駅及び駅周辺交通機能強化に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性・利便性の向上に係る事業者等との協議・調整 ・基本方針の策定 ・混雑緩和等に関する取組の推進 	事業推進
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業 新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市営地下鉄3号線延伸など周辺環境等の変化を見据え、民間活力を活かした土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●駅周辺地区のまちづくりに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査検討 ・南口駅前広場の再整備 (H29) ●民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・誘導・促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎調査を踏まえたまちづくり方針の検討 ・土地利用転換等の誘導 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画



第 1 期の主な取組状況

- 交通結節点である鉄道駅を中心とした地域生活拠点では、市街地開発事業等により商業、業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、バリアフリーに配慮した交通広場等の都市基盤の整備等を行うことで、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約したまちづくりを進めています。
- 鉄道沿線を中心に展開する生活行動圏では、広域拠点等の整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用するため、それぞれのエリアの特性を活かした身近なまちづくりを推進しています。
- 広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、各鉄道事業者との包括連携協定の締結などを通じ、鉄道を主軸に、地域の特性や課題に応じた沿線地域のまちづくりを進めています。



鹿島田駅西部地区市街地再開発事業



溝口駅南口広場



施策の主な課題

- 地域生活拠点等では、それぞれの地域特性や個性を活かし、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約したまちづくりを推進していくことが求められています。市街地開発事業等により複合的な都市機能の集積とともに、都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- 鉄道沿線に展開する生活行動圏では、拠点整備の効果を効率的かつ効果的に沿線地域へ波及させていくとともに、それぞれの特性を活かした身近なまちづくりが求められています。地域の特性や課題に応じた交通や生活の利便性の充実など、地域住民の暮らしを支える取組を進める必要があります。



施策の方向性

- 利便性の高い都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地開発事業等による地域生活拠点の整備
- 地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備



直接目標

- **新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める**



主な成果指標

名 称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口 (川崎市統計書)	17.5万 人 (平成26 (2014) 年度)	18.0万 人 (平成28 (2016) 年度)	17.6万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	18.4万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	18.7万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	47.3万 人/日 (平成25 (2013) 年度)	48.3万 人/日 (平成27 (2015) 年度)	47.8万 人/日以上 (平成28 (2016) 年度)	49.5万 人/日以上 (平成32 (2020) 年度)	50.0万 人/日以上 (平成36 (2024) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新川崎地区地区計画に基づく土地利用誘導の推進 ・協議・調整 ● 民間開発の誘導 ・協議・調整 ● 鹿島田駅前管理地の維持管理 ・維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整 ・協議・調整 ・適正な維持管理及び利活用の検討 	事業推進
溝口駅周辺地区まちづくり推進事業 溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間開発の誘導 ・協議・調整 ・南口広場整備完了 (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の魅力の増進に向けた民間開発の協議・調整 	事業推進
鷺沼駅周辺まちづくり推進事業 鷺沼駅周辺地区については、駅を中心に高齢者等の多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 鷺沼駅前地区市街地再開発事業の推進 ・事業計画等に関する協議・調整 ・準備組合設立 (H29) ● 「田園都市線沿線まちづくりに関する包括協定」に基づく、まちづくり事業の推進 ・取組の推進 ● 鷺沼駅周辺地区の民間開発の誘導 ・協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導すべき都市機能や交通広場の再編整備に関する協議・調整 ・都市計画手続・決定 ・取組の推進 ・駅周辺の魅力の増進に向けた取組の推進 ・協議・調整 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
登戸土地区画整理事業 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、交通結節機能、自然環境、文化施設等の機能を活かし、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を土地区画整理事業により推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●整備プログラムに基づく集団移転の活用による整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地使用開始面積率 56.0% (H28) ・集団移転の推進 ・都市計画道路・駅前広場等の整備の推進 ・民間の専門知識や経験を活用した円滑な移転交渉等の実施 ●多摩区の玄関口にふさわしいまちの賑わい創出に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり誘導 ・都市計画変更等によるまちづくり誘導 ●「小田急電鉄との包括協定」に基づいたまちづくりに関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者との調整 ・駅前の魅力向上に向けた事業者との連携及び取組の推進 		事業推進
柿生駅周辺地区再開発等事業 柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「柿生駅周辺地区まちづくりビジョン」に基づく事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン策定 (H29 予定) ・南口・北口地区のまちづくりの検討 ・南北地区の連携に向けた調査・検討 ●南口市街地再開発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・検討組織の支援 ・都市計画手続に向けた取組等事業の推進 ●バス暫定広場の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理 ・維持管理 		事業推進
南武線沿線まちづくり推進事業 南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心としたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「南武線沿線まちづくり方針」に基づく事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・方針策定 (H29 予定) ・各駅を中心としたまちづくりの検討、取組の推進 ●戦略的誘導地区における適切な土地利用の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方策の検討 ・事業化に向けた誘導方策の検討 ●民間開発の誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・協議・調整 ・協議・調整 		事業推進
南武支線沿線まちづくり推進事業 小田栄駅設置を契機に、にぎわいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上と鉄道軸の強化などの取組により、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「南武支線沿線まちづくり方針」に基づく事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・方針策定 (H29 予定) ・沿線各ゾーンにおけるまちづくりの検討、取組の推進 ●小田周辺地区における取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・南部防災センターのあり方の検討、民間事業の誘導 ・公共空間の魅力向上に向けた整備計画の検討、民間事業の誘導 		事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策の方向性

- 近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。
- このため、誰もが暮らしやすく、うらおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
居住する地域の住環境（住みやすさ）に満足している市民の割合 (市民アンケート)	59.6%	66.0%	65%以上
市内に美しい街なみが保たれていると思う市民の割合 (市民アンケート)	29.8%	34.6%	40%以上

施策の体系

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進

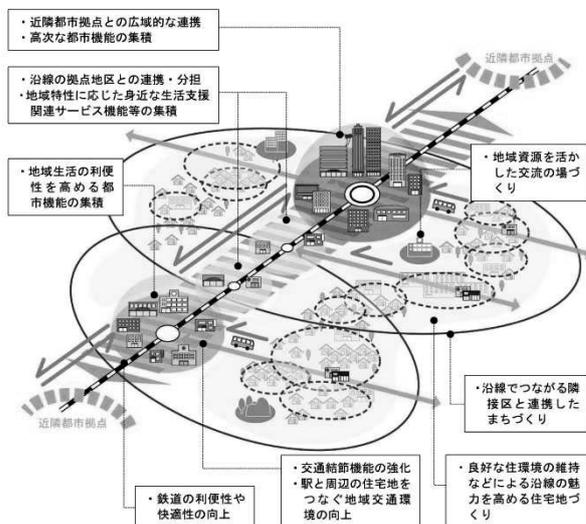
施策 1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進



第 1 期の主な取組状況

- 都市拠点や市街地整備における土地利用にあたっては、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導するため、地区計画など都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図り、計画的なまちづくりを推進しています。
- ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズに的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進する必要があることから、平成 29 (2017) 年 3 月に「都市計画マスタープラン」全体構想を改定し、生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方を新たに示すとともに、さまざまな方法で区民意見を聴取しながら、地域特性を活かした区別構想の改定に取り組んでいます。
- 既成市街地では建築物の老朽化などが進んでいることから、市街地環境の向上に向け、土地区画整理事業や再開発事業等を手法とする民間事業支援を行うとともに、環境に配慮した建築物の普及を促進するなど、持続可能なまちづくりを推進しています。

生活行動圏の沿線まちづくりイメージ



資料：川崎市都市計画マスタープラン全体構想



施策の主な課題

- 少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえるとともに、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズに的確に対応したまちづくりが求められています。
- 引き続き、既成市街地における良好な住環境の形成に向けた市民との協働による地区計画の策定や、土地区画整理事業や再開発事業等の手法の活用による民間事業支援など、計画的なまちづくりを推進する必要があります。



施策の方向性

- 地域特性を活かした市民参加による「都市計画マスタープラン」区別構想の改定等の取組の推進
- 持続可能なまちをめざした良好な市街地環境の形成や環境に配慮した建築物の普及促進



直接目標

● 都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物※の割合 (まちづくり局調べ)	17 % (平成26 (2014) 年度)	21 % (平成28 (2016) 年度)	19 %以上 (平成29 (2017) 年度)	21 %以上 (平成33 (2021) 年度)	23 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	6 件 (平成26 (2014) 年度)	6 件 (平成28 (2016) 年度)	7 件以上 (平成29 (2017) 年度)	9 件以上 (平成33 (2021) 年度)	11 件以上 (平成37 (2025) 年度)

※ 環境に配慮した建築物：建築物環境配慮制度等に基づく高い省エネ性能や低 CO₂ 排出等の特徴をもつ建築物



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
都市計画マスタープラン等策定・推進事業 <small>「都市計画マスタープラン」等について、社会情勢等の変化へ適切に対応した改定を行います。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●「都市計画マスタープラン」に基づく計画的なまちづくりの推進 ・全体構想の改定 (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行管理、誘導 ●全体構想を踏まえた「都市計画マスタープラン」区別構想の改定に向けた取組の推進 ・多摩区、麻生区構想の改定着手 ・多摩区、麻生区構想の改定 ・高津区、宮前区構想の改定 ・川崎区、幸区、中原区構想の改定 	事業推進
地域地区等計画策定・推進事業 <small>用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等により、計画的なまちづくりを推進します。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域地区や地区計画の都市計画決定及び変更 ・よみうりランド地区等 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的なまちづくりを誘導するための都市計画手続を推進 ・保育所等を適正に導入した優良な開発計画を誘導するため、容積率緩和制度の活用方法の見直しに基づく運用 	事業推進
優良建築物等整備事業 <small>老朽化した建物の更新や敷地の共同化の促進により、良好な市街地環境の形成や地域の活性化、市街地の防災性及び安全性の向上に向けた取組を推進します。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●優良建築物等の整備事業の推進 ・戸手四丁目北地区の事業推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸手四丁目北地区の工事着手 ・新規地区・相談地区の協議・調整 	事業推進
建築物環境配慮推進事業 <small>高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●「建築物環境配慮制度 (CASBEE川崎)」の適正かつ効率的な運用 H28申請件数：74 件 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の運用 ●環境配慮建築物に関する普及・啓発 H28実施回数：3回 ・説明会等の普及・啓発活動の実施 	事業推進
木材利用促進事業 <small>地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、森林再生等を目的として、建築物等における国産木材の利用促進を図ります。</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●市内建築物における国産木材利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・国産木材利用促進に向けた取組の推進 ・木材利用促進フォーラム等を活用した民間建築物等の国産木材利用促進 ・川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針に基づく取組の推進 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

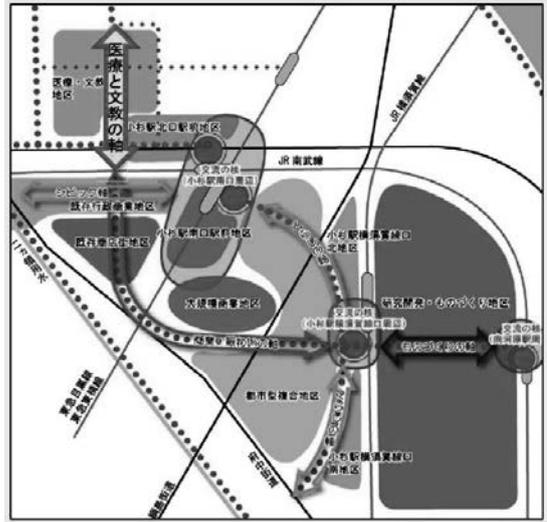
進行管理・評価

施策 2 地域の主体的な街なみ形成の推進



第 1 期の主な取組状況

- 景観施策の情報提供や啓発活動に加え、景観改善などの支援を行い、市民・事業者・行政との協働による良好で個性と魅力にあふれた景観づくりを推進しています。また、武蔵小杉駅の北側の「医療と文教の核」を中心とした区域では、本市の広域拠点にふさわしい都市景観の形成の誘導を図るため、「景観計画特定地区」の区域拡大の手続きを進めています。
- 地域の課題解決などに向けて、市民と行政の協働により、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組が求められていることから、市民の主体的なまちづくり活動に向けた誘導・支援の一層の充実を図り、地域ニーズ等に応じた市街地環境の形成を進めています。



武蔵小杉周辺の景観構造



施策の主な課題

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催や観光立国に向けた取組、公共空間のオープン化など、景観をめぐる社会環境の変化に対応するとともに、地域の個性や地域資源を活かした良好な都市景観の形成に取り組む必要があります。
- 地域ニーズ等に応じたきめ細やかな市街地環境の形成に向けて、地域の特徴を活かした市民の主体的なまちづくり活動に向けた誘導・支援の取組が求められています。



施策の方向性

- 景観をめぐる社会環境の変化に対応した個性と魅力あふれる良好な都市景観形成の推進
- 良好な住環境形成に向けた住民発意の地区まちづくり活動への支援の推進



直接目標

● 機能的で美しく、住んでいてこちよい街なみを創出する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
「景観計画」等に位置づけられる 景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	15.5 % (平成26 (2014) 年度)	20.1 % (平成28 (2016) 年度)	22 % 以上 (平成29 (2017) 年度)	31 % 以上 (平成33 (2021) 年度)	41 % 以上 (平成37 (2025) 年度)
「地区まちづくり育成条例」に基づ く登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12 件 (平成26 (2014) 年度)	17 件 (平成28 (2016) 年度)	16 件 以上 (平成29 (2017) 年度)	24 件 以上 (平成33 (2021) 年度)	32 件 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
都市景観形成推進事業 景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や、「都市景観条例」に基づく「都市景観形成地区」等により、個性と魅力にあふれた良好な街なみ形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市拠点等における「景観計画特定地区」の指定・拡大 ・武蔵小杉周辺地区の拡大 (H29) ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好なまちなみづくりの促進 ・市民への支援 ●景観施策の情報提供・啓発活動の実施 H28イベント参加者数：35人 ●「景観計画」の改定及び計画に基づく取組の推進 ・改定に向けた検討・調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎駅西口大宮町地区の基準検討 ・市民への支援 ・景観まちづくり意識普及イベントの開催 ・計画改定、計画に基づく取組の推進 ・都市景観審議会と屋外広告物審議会の統合等による事務の効率化 	事業推進
街なみ誘導支援事業 ガイドライン等の景観施策に沿った取組に寄与する色彩デザインの修景提案や街なみ誘導助成等の活用による、良好な街なみ形成に向けた誘導・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市景観形成地区等における地域特性を活かした良好な街なみ形成の促進 H28助成件数：3件 ●良好な街なみ形成に向けた必要な建築物等の景観誘導 H28実施件数：2件 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事等費用の一部助成の実施 ・色彩デザイン提案の実施 	事業推進
地区まちづくり推進事業 「地区まちづくり育成条例」に基づき、市民発意の地区まちづくりを行うグループ（団体）に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「地区まちづくり育成条例」に基づく取組の推進 H28実績：登録・認定2件、周知啓発活動7件 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくりグループの登録、地区まちづくり組織・地区まちづくり構想の認定 ・住民発意の地区まちづくり活動の支援に関する周知啓発活動の実施 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

政策の方向性

- 本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。
- このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
交通利便性の高いまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	62%	64.2%	70%以上

施策の体系

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

施策4-7-1 広域的な交通網の整備

施策4-7-2 市域の交通網の整備

施策4-7-3 身近な交通環境の整備

施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

施策 1 広域的な交通網の整備



第 1 期の主な取組状況

- 将来の都市活動や経済活動なども視野に入れた「総合都市交通計画」を踏まえ、首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備を推進しています。また、既存鉄道路線の機能強化などによる鉄道ネットワークの形成を図り、公共交通の利用促進に取り組んでいます。
- 鉄道事業者との連携により、鉄道の安全性の向上、輸送力増強やオフピーク通勤等による混雑の緩和などに向けた取組を推進しています。
- 本市の都市機能を強化する広域的なネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、また、災害時における物資輸送を支える道路ネットワークの確保のため、川崎縦貫道路や国道 357 号など広域的な幹線道路網整備の取組を推進しています。



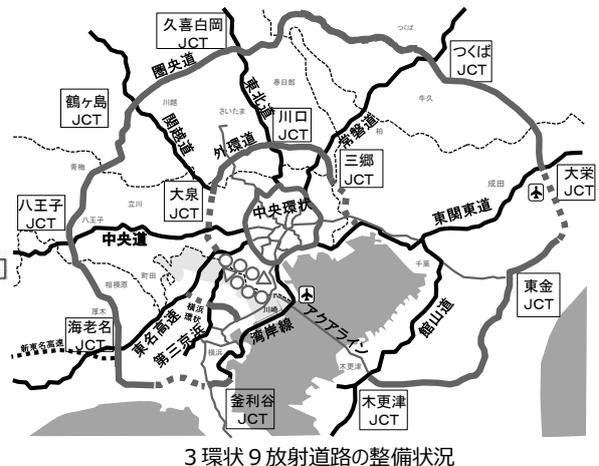
施策の主な課題

- 高齢化の進展をはじめ、働き方やライフスタイルの多様化、ICT 等の技術革新など、交通政策に関わる社会経済状況も変化を続けていることから、こうした状況を踏まえに、「総合都市交通計画」に基づく鉄道・道路網や交通環境の整備等の取組を進める必要があります。
- 首都圏における本市の地理的優位性や放射・環状方向の鉄道・道路網を最大限活かした、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏の都市構造・経済活動を支える交通網の整備が求められています。



施策の方向性

- 鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進
- 本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進



凡例	
——	供用中
■■■■■■	事業中
□□□□□□	計画中
○○○○○○	構想中

10年戦略
基本政策 1
基本政策 2
基本政策 3
基本政策 4
基本政策 5
区計画
進行管理・評価



直接目標

● 首都圏における円滑な交通網を整える



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
都市拠点※1から羽田空港までの 平均所要時間 (まちづくり局調べ)	44 分 (平成24(2012)・17 (2005) 年度)	45 分 (平成29(2017)・27 (2015) 年度)	⇒	⇒	約 20 %以上 短縮※2 (平成44(2032) 年度)
J R 南武線の最混雑時間帯にお ける混雑率 (国土交通省鉄道関係統計デー タ)	195 % (平成26(2014) 年度)	188 % (平成28(2016) 年度)	⇒	185 %以下 (平成33(2021) 年度)	180 %以下 ※2 (平成44(2032) 年度)

※ 1 都市拠点：本市の広域拠点及び地域生活拠点であり、臨空・臨海都市拠点は含みません。

※ 2 総合都市交通計画における目標値を成果指標としています。



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30(2018)～33(2021) 年度	平成34(2022) 年度以降
総合交通計画調査事業 社会状況の変化を踏まえた「総合都市交通計画」の全体見直しを行うとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通問題の把握と課題の分析を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「総合都市交通計画」に基づく総合かつ持続可能な交通政策の推進 ・計画の改定 (H29予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進、進行管理 ・全体見直しに向けた検討 	事業推進
鉄道計画関連事業 市内の鉄道ネットワークの充実に向け、国土交通省や鉄道事業者等と連携した取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●鉄道輸送力増強の促進に向けた関係事業者との調整 ・協議・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・列車の増発、停車駅の改善等による混雑緩和・利便性向上 ●鉄道事業者や他自治体等と連携した鉄道ネットワークの充実にに向けた取組の推進 ・検討・調整 ・J R 南武線の長編成化など輸送サービス改善に向けた調整 ・通勤通学時間帯におけるオフピーク通勤等の取組推進 ・小田急・東急の複々線化に関する調整 ・横浜市営地下鉄3号線の延伸に関する調査・検討及び協議・調整 	事業推進
広域幹線道路整備促進事業 首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、広域的な幹線道路網の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国直轄道路事業の促進 ・国道409号ほか4路線の整備等に向けた協議調整 ●国道357号の整備促進 ・多摩川トンネル区間の着工に向けた協議調整 ●川崎駅周辺の交通円滑化対策に向けた取組 ・協議調整 ●高速道路料金の更なる利用しやすい料金体系の実現に向けた国等関係機関との調整 ・一体的で利用しやすい料金体系導入後の効果検証に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・多摩川トンネル区間の整備促進 ・継続実施 ・利用促進に向けた効率的・効果的な料金施策導入に向けた調整 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
川崎縦貫道路の整備事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの整備を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● I 期事業の高速部 (大師～国道15号間) の整備再開に向けた取組の推進 ・関係機関との協議調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● I 期事業の国道409号 (殿町～国道15号間) の街路先行整備の促進 ・関係機関との協議調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● II 期計画 (国道15号～東名高速間) の早期具体化に向けた取組の推進 ・調査・検討 ・関係機関との協議調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

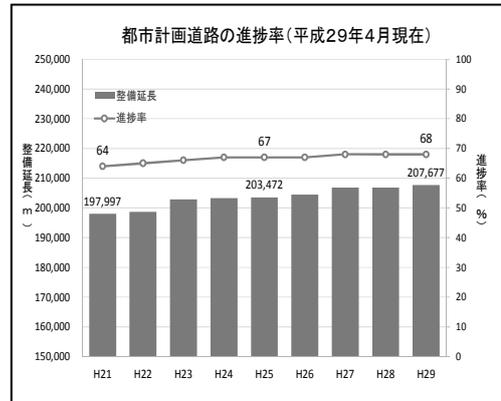
進行管理・評価

施策 2 市域の交通網の整備



第 1 期の主な取組状況

- 都市計画道路については、「道路整備プログラム」に基づき、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めています。
- 慢性的な渋滞の基本的な対策である道路ネットワークの形成には一定の期間を要することから、交差点改良など局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図っています。
- 「開かずの踏切」は、交通渋滞の原因、高齢者や通学児童の安全性や地域の生活利便性の低下、さらには、災害時には避難や物資輸送の障害となるなど、さまざまな課題の要因となっています。こうした交通課題を抜本的に解決するため、連続立体交差事業の推進など、本市の都市構造やまちづくりにまで効果が広く及ぶ基幹的な都市基盤整備を進めています。



資料：建設緑政局調べ



施策の主な課題

- 都市の活力を支える幹線道路等の整備については、交通環境の改善に向け、効率的・効果的に取組を進める必要があります。
- 連続立体交差事業については、費用対効果等を踏まえながら、効率的・効果的に取組を進める必要があります。



施策の方向性

- 効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進
- 連続立体交差事業の計画的な推進



直接目標

● 自動車での市内交通を円滑化する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
都市計画道路進捗率 (建設緑政局調べ)	68 % (平成26 (2014) 年度)	— (平成37 (2025) 年度が 目標年次)	⇒	69 %以上 (平成33 (2021) 年度)	71 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市内幹線道路における混雑時 (朝夕ピーク時)の平均走行速度 (建設緑政局調べ)	16.9 km/h (平成26 (2014) 年度)	— (平成37 (2025) 年度が 目標年次)	⇒	⇒	17.8 km/h以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
都市計画道路網調査事業 将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網への対応に向けた検証を進めます。	●「都市計画道路網の見直し方針」を踏まえた都市計画手続など取組の推進 ・見直し方針の改定 (H29予定)	・測量・調査の実施、都市計画手続 ・交通環境の充実に向けた取組の推進	事業推進
道路計画調査事業 「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進めます。	●「道路整備プログラム」に基づく取組の推進 ・進捗管理 ●緊急渋滞対策の取組の推進 ・緊急渋滞対策の策定 (H29予定) ●基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施 ・調査・分析	・「道路整備プログラム」に基づく進捗管理、「道路整備プログラム」の検証・見直し ・緊急渋滞対策の進捗管理、緊急渋滞対策の検証 ・継続実施	事業推進
道路改良事業 都市計画道路などの幹線道路網の構築とともに、地域特性を踏まえた道路拡幅、歩道整備などにより道路交通環境の改善を進めます。	●都市計画道路等の幹線道路網の整備の推進 ・国道409号の整備 ・丸子中山茅ヶ崎線の整備 ・世田谷町田線の整備 ・横浜生田線の整備 ・その他都市計画道路の整備 (13路線)	・国道409号 ・東京丸子横浜線 ・丸子中山茅ヶ崎線 ・宮内新横浜線 ・世田谷町田線 ・尻手黒川線 ・その他路線の事業推進	事業推進
渋滞対策事業 早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進めます。	●交差点改良などの緊急渋滞対策の実施 ・緊急渋滞対策の実施 ・対策実施箇所の効果検証	・緊急渋滞対策の実施および対策実施箇所の効果検証	事業推進
橋りょう整備事業 橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図ります。	●橋りょう整備に向けた取組の推進 ・(仮称)等々力大橋の整備 (工事着手) ・末吉橋の整備 (詳細設計、関係機関協議)	・(仮称)等々力大橋の整備推進 ・末吉橋の工事着手および整備推進	事業推進



事務事業名	事業内容・目標		
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
京浜急行大師線連続立体交差事業 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けて、京浜急行大師線の連続立体交差化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 1期①区間（小島新田駅～東門前駅）の事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・工事推進（躯体構築、桁製作・架設） ● 1期②区間（東門前駅～川崎大師駅 鈴木町すりつけ）の事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・概算事業費算出 ・事業再評価 ● 鈴木町駅～京急川崎駅間の代替案（踏切対策）の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・代替案概略検討 ・事業再評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事推進および工事完成 ・施行協定締結、工事着手など ・代替案の検討および方針決定 	事業推進
J R 南武線連続立体交差事業 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けて、J R 南武線の連続立体交差化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 連続立体交差事業の事業化に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた構造工法等の検討 ・国等関係機関との協議調整 ● 関連事業（矢向鹿島田線ほか沿線のまちづくり）と連携した取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・関連事業の事業化に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定に向けた取組の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 3 身近な交通環境の整備



第 1 期の主な取組状況

- 地域特性や市民ニーズを適切に捉えた路線バスのサービスの充実を図るため、向ヶ丘遊園とたまプラーザ駅間の路線バス社会実験を路線バス事業者と連携して実施し、平成 29（2017）年 4 月から本格運行を開始しました。また、地域住民が主体となったコミュニティ交通に対する検討を支援しており、麻生区岡上西地区では、タクシーを活用した運行実験の支援を行いました。地域に応じ、さまざまな交通手段の導入など、持続可能な地域交通の環境整備に向けた取組の検討を進めています。
- 自転車に関わる交通事故の割合が高いことや、道路交通法の改正により自転車利用の法令遵守が厳格に求められていることから、地域特性に応じた自転車通行環境整備の取組を推進しています。



岡上西地区コミュニティ交通運行実験



自転車通行位置を示す路面標示
(市道向ヶ丘遊園駅管生線)



施策の主な課題

- 超高齢社会の到来を見据え、身近な駅へのアクセス向上や交通手段の確保の重要性が高まる中、地域特性や市民ニーズを踏まえた地域交通の充実が求められています。既存のバス路線を活かしつつ、バス路線の役割に応じた機能強化や地域主体のコミュニティ交通導入に向けた支援等の実施、また幅広い観点から、地域の足を確保するためのさまざまな手法について検討を進める必要があります。
- 自転車を利用する誰もがルールを守り、安全・安心で快適な自転車利用を図るとともに、自転車を活用した魅力と活力に満ちたまちづくりを目指して、自転車通行環境整備、駐輪対策、ルール・マナー啓発の連携と幅広い自転車の活用が求められています。



施策の方向性

- 路線バスサービスの充実に向けた取組の推進
- 多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入等に対する支援の推進
- 安全・安心な自転車通行環境の整備とまちの魅力向上に資する自転車活用の推進



直接目標

● 地域の人々が生活しやすい交通環境を整える



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
市内全路線バスの乗車人員数 (1日平均) (川崎市統計書・交通局データ)	316,045 人 (平成22(2010)～26 (2014)年の平均)	32.6万 人 (平成24(2012)～28 (2016)年の平均)	32.0万 人以上 (平成25(2013)～29 (2017)年の平均)	33.1万 人以上 (平成29(2017)～33 (2021)年の平均)	34.0万 人以上 (平成33(2021)～37 (2025)年の平均)
自転車に関わる交通事故件数 (神奈川県警公表資料)	1,097 件 (平成26(2014)年度)	899 件 (平成28(2016)年度)	1,060 件以下 (平成29(2017)年度)	980 件以下 (平成33(2021)年度)	900 件以下 (平成37(2025)年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022) 年度以降
地域交通支援事業 地域の特性やニーズを踏まえ、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●バス路線の充実に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者等との協議、調整 ・地域特性の把握、バス路線の機能強化に関する取組の推進 ●地域の特性やニーズを踏まえた路線バス社会実験の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会実験・本格運行 (向ヶ丘遊園駅⇄たまプラーザ駅) (H28・H29) ・社会実験の実施 	事業推進	事業推進
コミュニティ交通等支援事業 地域の特性やニーズを踏まえた、地元住民が主体となったコミュニティ交通に関する必要な支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ交通の導入に向けた地域協議会等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・白幡台地区 ・岡上西地区(運行実験(H28)) ・導入検討の支援 ●事業継続に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高石地区 ・長尾台地区 ・車両買替補助等の支援 ●地域の足の確保に関する取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・手法等の検討 ・地域の足を確保するためのさまざまな手法の検討、取組の推進 	事業推進	事業推進
バス利用等促進事業 バスロケーションシステム導入補助を行うなど、利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの運行状況を示すバスロケーションシステムのバス停への導入の促進 H28導入実績：4カ所 <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者への導入補助 ●バス運行案内等、ICTを活用した情報提供の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・活用検討 ・活用検討、取組の推進 	事業推進	事業推進
自転車通行環境整備事業 自転車専用通行帯や自転車の通行位置等を示す路面標示(矢羽根)など地域状況に応じた自転車通行環境整備により、道路を利用するすべての人が安全・安心で快適に通行できる道路空間の形成に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車通行環境整備に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車通行環境整備実施計画」に基づく整備の実施 ・「自転車ネットワーク計画」の策定および計画に基づく整備の推進 	事業推進	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
自転車活用推進事業 自転車を利用したまちの魅力向上を目指して、地域の実情に応じた自転車の活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車の利活用に向けた取組の推進 ・「自転車利用基本方針の策定」(H29予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「自転車活用推進計画」の策定および計画に基づく取組の推進 	事業推進
駐車施設整備推進事業 商業者や物流関係者と連携した無秩序な路上荷さばきの抑制や、建築物の用途に応じた駐車施設の台数や車路出入口等の構造基準等についての協議及び指導により、交通環境の改善を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●社会状況を踏まえた駐車場施策の推進 ・見直し検討 ●駐車場法及び条例等に基づく路外駐車場や付置義務駐車場の整備促進 H28協議件数：166件 ●川崎駅周辺地区における荷さばき対策の推進 ・無秩序な路上荷さばきの抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度見直しの推進 ・駐車施設設置に関する協議・指導 ・無秩序な路上荷さばきの抑制 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

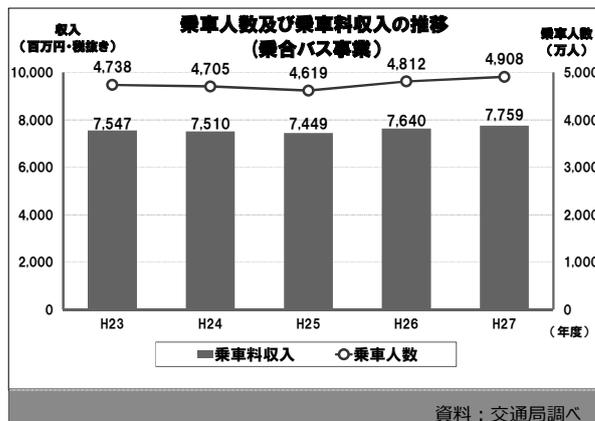


施策 4 市バスの輸送サービスの充実



第 1 期の主な取組状況

- 市バスの安全運行を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、ドライブレコーダーの更新・5カメラ化、区役所や警察署と連携した交通安全教室の実施拡充など、輸送の安全性向上に向けた取組を進めています。
- 北部地域の輸送需要等に対応する路線の見直しとして向ヶ丘遊園駅、たまプラーザ駅間の新設、高齢化に対応した路線の見直しとしてダイヤ改正による井田病院へのアクセス向上を図るなど、市バスネットワークの充実を進めています。
- 厳しい経営状況の中で、市バスサービスを安定的に提供する事業運営が不可欠であることから、営業所管理委託の拡大や、老朽化した上平間営業所の建替整備工事に着手するなど、安定的な事業基盤の構築に向けた取組を進めています。



市バスイメージキャラクター「ノルフィン」



施策の主な課題

- 市バス事業については、一層の輸送安全性の向上やバリアフリー化の推進とともに、人口増加や高齢化による地域公共交通の必要性の高まり、駅前広場の整備などのまちづくりの進捗、東京オリンピック・パラリンピックの開催などの社会環境の変化への対応が求められています。



施策の方向性

- 輸送安全性やお客様サービス・移動空間の快適化のさらなる向上に向けた取組の推進
- 人口増加・高齢化やまちづくりの進捗に対応した市バスネットワークのさらなる充実



直接目標

● 安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
有責事故発生件数 (走行距離10万kmあたりの有責 事故発生件数) (交通局調べ)	0.29 件 (平成26 (2014) 年度)	0.38 件 (平成28 (2016) 年度)	0.28 件以下 (平成29 (2017) 年度)	0.28 件以下 (平成33 (2021) 年度)	0.28 件以下 (平成37 (2025) 年度)
お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	55.4 % (平成26 (2014) 年度)	59.2 % (平成28 (2016) 年度)	62.5 %以上 (平成29 (2017) 年度)	68.0 %以上 (平成33 (2021) 年度)	72.0 %以上 (平成37 (2025) 年度)
市バスの乗車人数 (1日平均) (交通局調べ)	127,993 人 (平成22 (2010) ~26 (2014) 年の平均)	130,982 人 (平成24 (2012) ~28 (2016) 年の平均)	12.9万 人以上 (平成25 (2013) ~29 (2017) 年の平均)	13.1万 人以上 (平成29 (2017) ~33 (2021) 年の平均)	13.3万 人以上 (平成33 (2021) ~37 (2025) 年の平均)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28~29 (2016~17) 年度	平成30 (2018) ~33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
市バス運輸安全マネジメント推進事業 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全性の向上に向けた取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運輸安全マネジメントの着実な推進 輸送安全委員会 開催：年4回 ● 効果的な事故防止対策の実施 ・実施 ● 運行管理体制の充実・強化 ・実施 ● 運行ミス防止対策の実施 ・実施 ● ドライブレコーダーの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・更新整備 	事業推進
市バス安全教育推進事業 輸送の安全を取り巻く状況の変化等に的確に対応した教育及び研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業所研修（全運転手）の実施 営業所研修：年8回 ● 階層別研修、派遣研修の実施 階層別研修・派遣研修：年25回 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
市バスネットワーク推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の整備に対応した運行経路や停留所位置の変更等 ・実施 ●輸送需要に対応した路線の見直しやダイヤ改正 ・実施 ●北部地域の輸送需要等に対応する路線の見直し ・向ヶ丘遊園駅からたまブラーザ駅を結ぶ路線の本格運行の実施 ・溝口駅から新百合ヶ丘駅を結ぶ路線の新設 ・宮前区役所へのアクセス向上に向けた取組の推進（五所塚線の延伸） ●高齢化に対応した路線の見直し ・井田病院へのアクセス向上の取組 ●産業道路駅前交通広場及び臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた路線の検討 ・整備に合わせた路線の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・鷺沼駅前交通広場の再編整備に合わせた路線の検討 ・聖マリアンナ医科大学へのアクセス向上の検討 ・継続実施 	事業推進
市バスお客様サービス推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> お客様の声やお客様満足度などの変化を踏まえた、お客様に満足いただけるサービスを提供します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●市バスサービス向上推進本部会議の運営を通じた施策の進捗管理・評価・改善によるサービスポリシーの着実な推進 サービス向上研修：年2回 ●添乗観察の実施と個別助言・指導等による継続的なサービスの向上 添乗観察：年2回 ●「市バスお客様アンケート調査」の実施、調査結果の分析・検証 ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・新たな調査手法の検討・実施 	事業推進
市バス移動空間快適化事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> バリアフリー化の推進や分かりやすい案内サービスの充実などに取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー法に適合した低床バス導入率100%の維持 H28ノンステップバスの更新：6両 ●巻き取り式車いす固定ベルトの整備 ・全車に整備完了 ●タブレット型等運行情報表示器の設置 H28設置：13基 ●バス停留所施設（上屋、標識、ベンチ等）の整備 H28計画的整備実施 上屋：14基 標識：20基 ベンチ：50脚 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・更新・整備調整 ・維持・管理 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
市バス事業基盤強化事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 人材の確保・育成や営業所の計画的整備など、安定的な事業基盤を構築します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な事業基盤を支える人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・正規運転手・公募非常勤嘱託運転手・整備員の計画的な採用 ・正規、再任用、再雇用、公募非常勤嘱託職員の適切な配置 ・多様な採用選考の実施 ● 人材育成に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度の運用 ・運転技能コンクールの開催 ・職種別研修の実施 ● 上平間営業所建替整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・整備推進 ● 鷲ヶ峰営業所の老朽化対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・対策の検討 ● 料金箱の改修 <ul style="list-style-type: none"> ・改修の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 	事業推進
市バス収益性事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 貸切バス事業や広告事業など収益性のある事業に積極的に取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸切バスの事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・実施 ● 広告宣伝事業推進 <ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	事業推進
市バス営業所の管理委託事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 限られた経営資源の適正配分による運行の効率化及び市民サービスの向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上平間・井田営業所の管理委託 <ul style="list-style-type: none"> ・実施 ● 委託営業所の評価・検証 <ul style="list-style-type: none"> 評価委員会：年3回 ● 北部地域のバスネットワーク充実等に向けた営業所管轄路線の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・管轄路線見直しの調整 ● 営業所管理委託の事業者選定 <ul style="list-style-type: none"> ・選定委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	事業推進
市バス地域貢献事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 地域貢献に向けた取組を推進するとともに、市バスのイメージアップに取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会的要請等に対応した事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドバスの導入等による環境対策の推進 ・災害時の迅速な対応に向けた取組の推進 ● 市バスのイメージアップに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市バスキャラクター等による事業推進 ・ギャラリーバスの運行 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 	事業推進

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策の方向性

- 経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。
- こうしたことから、東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
スポーツの盛んなまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	47.6%	53.9%	55%以上
文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	48%	50.2%	55%以上

施策の体系

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進

施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

施策1 スポーツのまちづくりの推進



第1期の主な取組状況

- 川崎国際多摩川マラソンなど各種スポーツ大会やスポーツ教室、レクリエーション活動を通して気軽に健康づくりができる機会を増やすとともに、地域のスポーツ活動や総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援しています。
- 障害のあるなしに関わらずスポーツを通じた交流ができる機会の充実、さまざまな事業を通じたスポーツの魅力発信、スポーツの普及・促進に向けたスポーツ団体の機能強化、障害者スポーツ協会と連携した障害者スポーツの普及促進など、誰もが身近な地域で日常的にスポーツの楽しさを味わうことができる環境づくりを進めています。
- 富士見公園の整備に合わせて、都心にふさわしいスポーツ、文化、レクリエーション及びコンベンション等の多様な市民活動への対応を図るため、「スポーツ・文化総合センター（カルツかわさき）」を整備し、平成29（2017）年10月から供用を開始しています。
- 川崎フロンターレや川崎プレイブサンダースなど、川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートのプレーを間近に観る機会を提供するとともに、地域イベントへの参加や地域貢献活動の輪を広げていくことで、スポーツを通して市民が川崎の魅力を楽しみ、シビックプライドを感じることができるスポーツのまちづくりを進めています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、一人ひとりが尊重され、誰もが能力を発揮することができる環境づくりに向けて、ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンの象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント」を推進し、レガシーを地域社会に遺していく取組を進めています。
- 英国オリンピック代表チームが等々力陸上競技場などで事前キャンプを行うことが決定しました。また、英国パラリンピック代表チームも本市で事前キャンプを行う意向を示しており、受け入れに向けた協議を進めています。



スポーツパートナーと協働・連携したスポーツ教室の実施



英国オリンピック代表チーム事前キャンプ契約締結式



施策の主な課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、スポーツ参画人口の増加が見込まれる（期待される）ことから、スポーツを「する」、「観る」、「支える」人口のさらなる拡大につながるよう各種取組を推進する必要があります。
- 「かわさきパラムーブメント」の理念に基づく取組の推進にあたっては、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として目指す地域社会の姿を明らかにし、解決しなければならない課題を見据えたうえで、平成36（2024）年の市制100周年やその後のまちづくりにつながる、レガシーの形成に向けた取組が求められています。また、レガシーの形成を目標として、市民一人ひとりが主体的に考え、実践する意識を醸成するとともに、さまざまな施策にその理念を反映させる必要があります。



施策の方向性

- 誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり
- スポーツをはじめとするさまざまな活動を通じて、誰もが自分らしく暮らし自己実現を目指す地域づくりに向けた「かわさきパラムーブメント」の推進
- 英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプ受け入れに向けたおもてなし機運の醸成と交流事業の実施



直接目標

● スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
週 1 回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート)	34.8 % (平成27 (2015) 年度)	40.6 % (平成29 (2017) 年度)	36 %以上 (平成29 (2017) 年度)	42.5 %以上 (平成33 (2021) 年度)	44.5 %以上 (平成37 (2025) 年度)
年 1 回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	30.4 % (平成27 (2015) 年度)	26.1 % (平成29 (2017) 年度)	31 %以上 (平成29 (2017) 年度)	33 %以上 (平成33 (2021) 年度)	35 %以上 (平成37 (2025) 年度)
スポーツを支える活動に年 1 回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	5.7 % (平成27 (2015) 年度)	3.5 % (平成29 (2017) 年度)	6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	8 %以上 (平成33 (2021) 年度)	10 %以上 (平成37 (2025) 年度)
スポーツセンター等施設利用者数 (市民文化局調べ)	2,618,847 人 (平成26 (2014) 年度)	259.9万 人 (平成28 (2016) 年度)	263万 人以上 (平成29 (2017) 年度)	276万 人以上 (平成33 (2021) 年度)	276万 人以上 (平成37 (2025) 年度)
市障害者スポーツ大会競技参加者数 (市民文化局調べ)	359 人 (平成26 (2014) 年度)	402 人 (平成28 (2016) 年度)	383 人以上 (平成29 (2017) 年度)	415 人以上 (平成33 (2021) 年度)	447 人以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	平成34 (2022) 年度以降
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	
市民スポーツ推進事業 市民がスポーツに接する機会を増やし、元気に楽しめる環境づくりを進めます。また、障害者スポーツの普及・推進のための事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツを「する」身近な環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・大会等の開催 ・民間施設開放 ・スポーツ活動促進 ・協会の運営支援 ・取組の支援 ●選手・指導者などのスポーツ人材と連携した事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ大会等の開催 ・市内企業等のスポーツ施設の市民開放 ・スポーツ関係団体等と協働・連携した、市民のスポーツ活動の促進 ・スポーツ協会の機能強化に向けた運営体制の検討・調整 ・小・中学校などでの障害者スポーツ推進に向けた支援 ・障害者スポーツの普及・促進に向けた障害者スポーツ協会の運営体制等の検討・調整 	事業推進
地域スポーツ推進事業 スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流や健康づくりが楽しめる環境づくりのため、地域活動の支援や総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区における地域スポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた「子どもの健全育成」「地域の活性化」「本市の魅力づくり」 ●総合型地域スポーツクラブの活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・H28クラブ加入者数：4,800人 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援 ・各区の特性を踏まえたスポーツ活動の推進 ・総合型地域スポーツクラブの活動支援 ・総合型地域スポーツクラブの自主的運営に向けた育成支援 	事業推進
競技スポーツ大会開催・支援事業 国際大会等の開催や競技スポーツ活動の支援を通じ、市民がスポーツを「する、観る、支える」など、多様な形でスポーツに参加する取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツを「する」「観る」「支える」環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・H28参加者数：6,145人 ・H28参加者数：6,302人 ・H28プレイベント参加者数：3,964人 ●大規模スポーツ大会誘致の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・誘致検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎国際多摩川マラソンの開催 ・多摩川リバーサイド駅伝の開催 ・国際トランポリンジャパンオープンの開催、プレイベント（小学生との交流事業）の実施 ・総誘致に向けた検討・調整 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022)年度以降
ホームタウンスポーツ推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 本市をホームタウンとして活躍するトップチームやトップアスリートを「かわさきスポーツパートナー」に認定するなど、多様な主体と協働・連携しながらスポーツを通して本市の魅力・活力を高めるまちづくりを進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきスポーツパートナー等との協働・連携による本市の魅力発信 <ul style="list-style-type: none"> ・協働・連携による魅力発信 H28ふれあいスポーツ教室開催数：36回 ●Jリーグクラブと連携した魅力ある地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎フロンターレと連携した市内外への魅力発信 H28巡回サッカー教室開催数：120回 ●アメリカンフットボールを活用したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・競技の魅力発信や地域経済の活性化 H28巡回教室、大会開催数：200回 ●公式戦などへの市民招待の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28招待者数：3,870人(合計) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報媒体の活用等によるかわさきスポーツパートナーのPR ・ふれあいスポーツ教室の開催 ・川崎フロンターレをはじめとするかわさきスポーツパートナー等による地域イベント、地域貢献活動への参加 ・川崎フロンターレ後援会との連携による、市民認知度向上に向けた取組 ・川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカー教室の実施 ・川崎フロンターレによる地域イベント、地域貢献活動への参加 ・多様な主体と連携し、アメリカンフットボールの市民認知度向上に向けた取組 ・競技普及を目的とした選手やチアリーダーの地域イベントへの参加 ・フラグフットボール等の普及に向けた巡回教室、大会の開催 ・「アメフト×商店街」など、商店街と協働して行うイベントの実施 ・かわさきスポーツパートナーのホームゲームへの市民招待 ・川崎フロンターレの市制記念試合 	事業推進
スポーツセンター等管理運営事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 市民の心身の健全な発達やスポーツの普及に向け、子供から高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツセンターの運営によるスポーツに親しむ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者によるスポーツセンターの管理運営 ●スポーツセンターの適切な施設維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・とどろきアリーナ ・高津スポーツセンター ・市武道館(H29) ・麻生スポーツセンターへのESCO事業の事前調査(H28) ・事業者募集・選定 ●等々力緑地へのパークマネジメント導入による管理運営 <ul style="list-style-type: none"> ・とどろきアリーナ第4期指定管理者の募集・選定(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンター等の体育室・トレーニング室などの利用提供の推進 ・生涯スポーツの推進に向けたスポーツ教室及びイベント等の実施 ・スポーツセンター等の指定管理者の募集、選定(幸・高津・宮前・多摩・麻生スポーツセンター、市武道館) ・新たな指定管理者によるスポーツセンター等の管理運営 ・バリアフリー化工事の実施(幸スポーツセンター、麻生スポーツセンター、とどろきアリーナ) ・関係法令等を踏まえた適切な対応の実施 ・ESCO事業者による工事の実施 ・省エネルギーサービスの実証実験 ・とどろきアリーナ等の第4期指定管理者による管理運営 ・とどろきアリーナを含む等々力緑地全体の新たな管理運営手法に基づく手続準備・事業者公募 	事業推進
スポーツ・文化総合センター整備・運営事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 富士見公園の整備に合わせ、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の利用提供の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・完成・供用開始(H29) ●市民のスポーツ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・教室等の開催(H29) ●市民相互の交流の機会等の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・交流の機会等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館、ホールなどの利用提供の推進 ・各種スポーツ教室、スポーツデーなどの開催 ・地域に根ざした祭りなどとの連携 	事業推進
東京オリンピック・パラリンピック推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくりをめざし、ダイバーシティとソーシャル・インクルージョンの象徴としてのパラリンピックに重点を置く「かわさきパラムーブメント」を推進します。また、英国代表チーム事前キャンプ受け入れに向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさきパラムーブメント推進ビジョンに基づくレガシー形成に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期推進ビジョンの策定(H29) ●英国代表チーム事前キャンプの受け入れに向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れに向けた協議・調整 ・プリティッシュ・カウンシルとの包括連携協定の締結(H28) ●東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした若者文化の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・若者文化に関するイベント等への後援などによる支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・パラムーブメントの理念浸透に向けた、市民参加プロジェクトやプロモーションイベントの推進 ・レガシーの形成に向けたパラムーブメントの理念に基づく各種の取組の推進 ・「かわさきパラムーブメント推進フォーラム」の運営 ・事前キャンプの受け入れに向けた市民主体のおもてなし・交流事業の実施 ・プリティッシュ・カウンシル(英国の公的国際文化交流機関)と連携した事業の推進 ・事前キャンプの受け入れに向けた施設整備 ・事前キャンプの受け入れ ・若者文化に関する本市発祥の世界規模の大会開催への支援 ・ブレイクダンス・BMXなど若者文化の発信に向けた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果の検証に基づく、持続的な取組への発展 ・大会開催後のレガシーの形成

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価

施策 2 市民の文化芸術活動の振興



第 1 期の主な取組状況

- 誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興に向けた取組を進めています。
- 平成 32（2020）年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに文化の祭典でもあることから、障害者による文化芸術の普及促進などを通じて、障害の有無に関わらず誰もが文化芸術活動に取り組めるパラアートの環境づくりを進めています。
- 市内の文化関連施設では、文化芸術の創造拠点や市民の活動拠点、川崎市の魅力発信拠点、文化財の保存活用拠点としての取組を進めています。平成 29（2017）年 4 月には、更なる魅力向上に向けて指定管理者による市民ミュージアムの運営がスタートし、また小黒恵子童謡記念館が「童謡文化体験の場」「地域の憩い、交流の場」としてリニューアルオープンしました。
- 市民の郷土に対する認識を高め、貴重な文化財を次世代に継承していくため、その保護と活用等の取組を進めており、川崎市初の国史跡に指定された橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群については、保存活用の更なる推進に向けて、その方針を示す計画策定に取り組んでいます。



施策の主な課題

- 平成 32（2020）年を契機に、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、障害のある方による文化芸術活動を支援するなど、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 平成 36（2024）年の市制 100 周年を見据えて、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組む必要があります。



施策の方向性

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を見据えた、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進
- 文化芸術の市民生活へのさらなる浸透に向け、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりの推進
- 市内文化関連施設の効率的・効果的な運営と更なる魅力の発信



小黒恵子童謡記念館でのコンサートの様子

アルテリッカしんゆり開催の様子
藤原歌劇団公演 オペラ「セビリヤの理髪師」
©公益財団法人日本オペラ振興会



直接目標

● 市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
主要文化施設の入場者数 (市民文化局調べ)	1,269,188 人 (平成26(2014)年度)	128.6万 人 (平成28(2016)年度)	135.6万 人以上 (平成29(2017)年度)	140.5万 人以上 (平成33(2021)年度)	140.5万 人以上 (平成37(2025)年度)
年1回以上文化芸術活動をする 人の割合 (市民アンケート)	14.6 % (平成27(2015)年度)	12.8 % (平成28(2016)年度)	16 %以上 (平成29(2017)年度)	18 %以上 (平成33(2021)年度)	20 %以上 (平成37(2025)年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022) 年度以降
市民文化活動支援事業 市民の参加と文化芸術活動 団体等との協働・連携により、 高齢者や障害のある方等、 誰もが気軽に文化芸術に触れ、 より多くの市民が文化芸術の 楽しさを享受し、本市に愛着と 誇りを持ち、創造的で人間らしく 感性豊かに暮らせる地域づくりを 進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●文化団体等と協働・連携した鑑賞・普及事業の取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興支援 <ul style="list-style-type: none"> ・文化振興団体などの活動に対する支援 ・川崎市文化財団と協働・連携した各種文化芸術事業の実施 ・地域の文化資源を活用した文化振興の取組 ●市文化賞等の受賞者の選考及び贈呈式の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・贈呈式の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・文化、芸術等の各分野で顕著な活躍のあった個人・団体に市文化賞等の贈呈 ●パラアート推進事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)パラアート・プラットフォーム設置に向けた取組 ・(仮称)パラアート公演・展覧会開催に向けた取組 ・beyond2020プログラム認証の推進 ●各種文化施設の運営支援と施設の計画的な維持・補修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ラゾーナ川崎プラザ ル等の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ラゾーナ川崎プラザ、小黒恵子童謡記念館などの運営支援、維持補修 ●川崎・しんゆり芸術祭(アルテリカしんゆり)の開催支援 <ul style="list-style-type: none"> H29参加者数： 27,500人 <ul style="list-style-type: none"> ・新百合ヶ丘駅周辺など市北部で行われる総合芸術祭の開催支援(オペラや演劇、音楽、伝統芸能、落語など) ●かわさき市民第九コンサートやブラチナファッションショーの開催 <ul style="list-style-type: none"> H28参加者数： 2,022人 <ul style="list-style-type: none"> ・公募市民による「かわさき市民第九合唱団」が市民オーケストラと共演するコンサートの開催 H28参加者数： 600人 <ul style="list-style-type: none"> ・公募で集まった65歳以上の高齢者の方たちがモデルとして出演するファッションショーの開催 ●地名に関する市民講座や調査・研究の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28開催数：3回 <ul style="list-style-type: none"> ・日本地名研究所と連携した地名講座(現地探訪も含む)の実施 ・『川崎の町名』改訂に向けた調査・検討 	事業推進	
文化財保護・活用事業 市民の郷土に対する認識を 深め、地域の人々の心のより どころとして、文化の向上と発 展に貢献するため、歴史の営 みの中で、自然環境や社会・ 生活を反映しながら、育ま れ、継承されてきた文化財の 適切な保存と活用を進めま す。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「地域文化財顕彰制度」の導入(H29予定) <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく調査・保護・活用事業の実施 ●指定文化財の保存修理等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保存修理等実施 <ul style="list-style-type: none"> ・保存修理等の継続実施 ●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> H28ボランティアが参 加した事業日数 ：延べ46日 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財ボランティア講座の実施 ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査等の実施 	事業推進	

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
東海道かわさき宿交流館管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 東海道川崎宿の歴史、文化を学び、後世に伝えるとともに、地域活動・地域交流の拠点とするため、「東海道かわさき宿交流館」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道川崎宿の歴史・民俗資料の展示等による江戸文化の発信 H28利用者数：47,120人 ●東海道川崎宿に関する活動の支援や地域交流拠点としての取組の推進 ・地域活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した館の運営と企画展の実施 ・伝統芸能や講演会等の文化イベントの開催 ・地域の文化活動団体に対する活動場所の提供 	事業推進
市民ミュージアム管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 本市の歴史、民族、絵画、映像等の資料や作品を収集、展示し、市民の観覧、学習・研究を進めるため、博物館と美術館の機能をあわせ持つ複合文化施設として「市民ミュージアム」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●漫画・アニメ・映像・写真などの館の特徴を活かした展示会の開催 H28来館者数：181,910人 H28展示会開催数：7回 ●ホームページやSNSを活用した情報発信の更なる強化に向けた取組の推進 ・情報発信 ●文化芸術人材の交流の場の形成・活動機会の創出 ・場や機会の提供 ●施設の長寿命化に向けた取組の推進 ・改修・補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・考古、歴史、民族、絵画、工芸、漫画写真、ポスター、映像等の資料や作品の収集、保管、展示 ・資料等に関する講座、講演会、映写会、研究会等の実施 ・資料等に関する専門的及び技術的な調査研究や解説書等の作成と頒布 ・展示会やワークショップ等の開催状況の様子をホームページやSNSで発信 ・市民の文化活動の助長、奨励及び指導 ・作家同士の交流の場・活動の機会の創出 ・計画的な施設の改修・補修等の実施 	事業推進
大山街道ふるさと館管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 大山街道の歴史・文化を学び、文化活動を通じて地域の交流や活性化を図るため、「大山街道ふるさと館」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道に関する歴史・民俗資料等の展示 H28来館者数：60,328人 ●大山街道に関する地域の文化活動への支援 ・講座等の開催 ●地域団体と連携した大山街道の魅力を発信する取組の推進 ・魅力の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・大山街道に関する民俗等に関する資料、郷土にゆかりのある人の美術、文学等の作品の展示 ・企画展、講座等の開催 ・サポーターズクラブまつりやふるさと館まつりの実施 ・街道沿道の商店と連携したまちのマスター体験講座の開催 	事業推進
市民プラザ管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 文化・教養に関する講座や健康増進のための教室等の開催、市民相互の交流機会を促進するため、「市民プラザ」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●文化・教養に関する教室の開催 H28講座参加者数：18,748人 ●プール・体育館などの利用提供の推進 H28利用者数：431,450人 ●市民の相互の交流推進に向けた行事等の実施 H28参加者数：29,797人 ●施設の長寿命化に向けた取組の推進 ・改修・補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進に資する教室や文化教養に関する講座の開催 ・スポーツ・文化など多目的に利用可能な施設・設備の貸出 ・地域に根差した祭などの実施 ・計画的な施設の改修・補修等の実施 	事業推進
橋樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 古代川崎の歴史的な文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橋樹官衙（たちばなかんが）遺跡群」（橋樹郡衙跡と影向寺遺跡）の保存・活用を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進 ・計画策定（H29予定） ●「国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進 ●橋樹官衙遺跡群の調査・研究の推進 ・調査及び研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく保存管理及び史跡指定地の公有地化の推進 ・計画の策定及び計画に基づく整備の推進 ・調査及び研究の継続 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022)年度以降
藤子・F・不二雄ミュージアム事業 本市ゆかりの漫画家、藤子・F・不二雄の作品に込められたメッセージを幅広い世代に伝えることで、文化芸術の振興や、本市の魅力を推進するため、「藤子・F・不二雄ミュージアム」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●藤子・F・不二雄の作品及び資料の展示 H28入館者数：434,775人 ●藤子・F・不二雄ミュージアムの魅力を国内外へ発信する取組の推進 ・情報発信 ●生田緑地における他美術館や博物館と連携した取組の推進 ・連携した取組実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤子・F・不二雄の原画や資料の展示 ・季節に合わせたイベントの開催 ・ワークショップ等の実施 ・開館10周年記念事業の実施 ・SNSによる最新情報発信 ・カフェ&ショップの各種フェアと連動した広報の実施 ・関連会社と連携したミュージアムのPR ・区民祭等の地域イベントへのPRブース出展 ・生田緑地4館連携スタンプラリー等での他館と連携した事業実施 	事業推進
岡本太郎美術館管理運営事業 本市ゆかりの芸術家、岡本太郎の美術作品や資料を展示することで、市民の美術に関する創造的活動を促進し、市民文化の振興を図るため、近現代美術を扱う美術館として「岡本太郎美術館」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●岡本太郎の美術作品及び資料等の展示 H28入館者数：75,339人 ●生田緑地の他施設と連携した取組の推進 ・連携した取組実施 ●国内外に向けた情報発信 ・情報発信 ●作品や資料のデジタル化事業の早期推進 ・デジタル化の推進 ●施設の長寿命化に向けた施設整備 ・整備検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡本太郎の美術作品や資料の展示 ・季節に合わせたイベントの開催 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに合わせた事業の実施 ・開館20周年記念事業の実施 ・生田緑地4館連携スタンプラリー等での他館と連携した事業実施 ・図録・資料等の外国語訳など国外への情報発信 ・他都市を巡回する岡本太郎関連の展覧会など全国に向けた情報発信 ・作品や資料のデジタル化の推進 ・美術館機能の維持・向上、屋外作品の維持・補修の実施 	事業推進
日本民家園管理運営事業 国・県・市の指定文化財25件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●江戸時代の古民家の野外展示 H28利用人数：116,053人 ●伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施 ・企画展示及び事業実施 ●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施 ・広報活動の実施 ●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究 ・文化財建造物の維持管理 ・古民家耐震補強工事の実施 ・園内の環境整備 ・資料の整理・調査研究 ●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・古民家の野外展示の実施 ・企画展示及び各種講座等教育普及事業の充実 ・国内外に向けた広報活動の強化 ・文化財建造物・民具等の保存整備、園内の環境整備及び収蔵資料等の整理・調査研究の推進 ・連携事業の充実 	事業推進
青少年科学館管理運営事業 自然・天文・科学の3つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●自然・天文・科学の3分野の実物・標本・模型などの資料展示 H28利用人数：283,423人 ●自然観察教室や実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進 ・教育普及事業の実施 ●プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施 ・事業実施 ●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援 ・天文サポーター研修会等の実施や団体支援 ●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進 ・連携事業の実施 ●開館50周年記念(H33)に向けた取組 ・記念事業の実施に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料展示の実施 ・事業の継続実施 ・プラネタリウムを活用した事業の実施 ・研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援 ・連携事業の充実 	事業推進

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	現状		事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降	
アートセンター管理運営事業 芸術文化の創造・発信・交流を促進するとともに、芸術文化の鑑賞の機会を提供することで、市民の芸術文化の発展に寄与するための創造・発信拠点として「アートセンター」を運営します。	●小劇場や映像館を活用した芸術文化の鑑賞会等の開催 H28利用者数： 87,390人	・音楽、演劇、ダンス、伝統芸能などの舞台公演開催、映画などの映像作品の上映 ・バリアフリー上映の実施 ●市民の芸術文化の創造や交流の促進に向けた各種講座やワークショップ等の実施 ・講座等の開催 ・映像・舞台芸術をテーマとした各種講座・ワークショップの開催 ●青少年の舞台芸術活動への支援 ・支援の実施 ・青少年を含む市民参加型の地域劇団による公演開催 ●アーティストの育成・支援の取組の推進 ・育成・支援 ・地域劇団や地元音楽大学出身者の若手俳優等の主催公演への起用 ●新百合ヶ丘駅周辺の文化施設等との連携による取組の推進 ・連携推進 ・日本映画大学の学生が制作した作品の上映等 ・昭和音楽大学の指導者や卒業生を起用した主催公演の実施等	事業推進	

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進捗管理・評価

政策体系別計画

施策 3 音楽や映像のまちづくりの推進



第 1 期の主な取組状況

- 市内のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団や 2 つの音楽大学、4 つの市民オーケストラ、100 を超える市民合唱団や企業の吹奏楽団など多様な主体と連携しながら、かわさきジャズやアジア交流音楽祭、プラチナ音楽祭を実施するなど、「音楽のまち・かわさき」の充実を図ることで、幅広い世代の市民が音楽を楽しめる環境づくりに取り組んでいます。
- 国際的評価が高く、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設であるミューザ川崎シンフォニーホールでは、海外著名オーケストラ、東京交響楽団等による良質な音楽の鑑賞の機会を市民に提供するとともに、市民の晴れの舞台としての演奏会や、子どもから大人までが気軽に音楽に興味を持てるコンサート「フェスタサマーミューザ KAWASAKI」なども開催しています。
- 市内 4 つのシネマコンプレックスや映画の単科大学をはじめとした映像資源を活かし、「KAWASAKI しんゆり映画祭」の開催支援などによるまちの魅力の向上、教育現場及び地域における映像制作活動など人材育成の取組の支援、「毎日映画コンクール表彰式」の川崎での開催支援などに取り組んでいます。
- 川崎がロケ地となった平成 28（2016）年の映画「シン・ゴジラ」公開にあわせ、市内の多様な団体と連携し、作品とタイアップした PR・イベントを数多く実施し、多数のメディアにも取り上げられるなど、ドラマや映画のロケ地を活用した都市イメージの向上や賑わいづくりを推進しています。



施策の主な課題

- 市民の豊かな心を育み、活力と潤いのある地域社会づくりを進めるため、「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムなどの関連団体とのより一層の連携のもと、市内の音楽や映像に関する資源を活用した取組を進めていく必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、音楽や映像のまちとしての川崎の魅力を国内外に発信することで、更なる都市イメージの向上とシビックプライドの醸成を図っていく必要があります。



施策の方向性

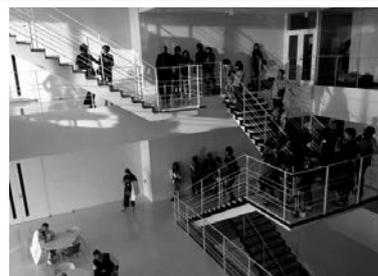
- 誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりと音楽を通じた活力と潤いのある地域社会づくりの推進
- ミューザ川崎シンフォニーホールなどの音楽資源を活かした「音楽のまち・かわさき」の魅力の発信
- 映像資源を活かした映像文化の振興と次世代の映像文化の担い手の育成



アジア交流音楽祭



KAWASAKI しんゆり映画祭



映画「シン・ゴジラ」ロケの様子



直接目標

● 音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 (市民アンケート)	53.3 % (平成27 (2015) 年度)	54 % (平成28 (2016) 年度)	55 %以上 (平成29 (2017) 年度)	57 %以上 (平成33 (2021) 年度)	60 %以上 (平成37 (2025) 年度)
ミュージアム川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 (市民文化局調べ)	72.0 % (平成26 (2014) 年度)	73 % (平成28 (2016) 年度)	73 %以上 (平成29 (2017) 年度)	74 %以上 (平成33 (2021) 年度)	75 %以上 (平成37 (2025) 年度)
「映像のまち」の取組を評価できる人の割合 (市民アンケート)	18.4 % (平成27 (2015) 年度)	19.1 % (平成28 (2016) 年度)	20 %以上 (平成29 (2017) 年度)	25 %以上 (平成33 (2021) 年度)	30 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
音楽のまちづくり推進事業 多様な活動団体等と協働・連携しながら、誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりを進めることで、まちに音楽があふれ市民の豊かな心を育み、活力ある地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な活動団体等との協働・連携に向けた「音楽のまち・かわさき」推進協議会への支援 ・運営体制の検討 ●「かわさきジャズ」の開催 H28入場者数：24,954人 ●「アジア交流音楽祭」の開催 H28入場者数：75,000人 ●「交流の響き」の開催 H28入場者数：600人 ●シニア向け「ブラチナ音楽祭」の開催 H28入場者数：2,100人 ●東京交響楽団巡回コンサートの開催 H28開催数：5回 ●川崎市出身の坂本九の音楽や映像を通じた魅力発信事業の実施 H28入場者数：140人 ●姉妹都市・友好都市との音楽文化交流事業の実施 ・オーストリア・ザルツブルク市(H29) ・クロアチア・リエカ市(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「音楽のまち・かわさき」推進協議会の機能強化に向け、検討を踏まえた運営体制における事業の展開 ・ジャズを通じてさまざまな出会いと交流の機会を創出するジャズ・フェスティバルの開催 ・川崎駅周辺を会場とし、アジア諸国の民族音楽・舞踊や地元で活躍するミュージシャンによる音楽祭の開催 ・地方の音楽コンクールでの優秀受賞者及びミュージアムが実施する講座の優秀受講者による公演の開催 ・シニア世代で構成される市内の音楽団体が合唱や合奏を披露する音楽祭の開催 ・本市ファンチャイスオーケストラ「東京交響楽団」による、福祉施設、病院、区役所、学校など市内各所での公演の開催 ・音楽や映像を活用して、川崎市出身の歌手「坂本九」の功績と魅力を広く紹介するイベントの開催 ・オーストリア・ザルツブルク市、オーストラリア・ウーロンゴン市、米国・ボルチモア市、英国・シェフィールド市、中国・瀋陽市との周年記念事業等に合わせたイベントの実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022)年度以降
川崎シンフォニーホール管理運営事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 世界的な音楽家の指揮や演奏など良質な音楽鑑賞の機会や「市民の晴れの舞台」を市民に提供することで、市民の音楽活動の振興を図るため、「音楽のまち・かわさき」の中核施設としてミュージアム川崎シンフォニーホールを運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●音楽ホールを活用したクラシックオーケストラ等による音楽鑑賞機会の提供 H28入場者数：97,220人 ●本市のイメージアップに向けたミュージアム川崎シンフォニーホールの国内外への魅力発信 ・魅力発信 ●ホール舞台設備等の中長期的な修繕 ・大規模修繕の工事実施設計 ●地域の文化拠点として、音楽分野の裾野を広げる事業の展開 ・事業検討及びプログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外著名オーケストラや東京交響楽団によるコンサートの開催 ・誰もが気軽に音楽に興味を持てるコンサートの開催 ・クラシック、ジャズ、バレエ、子どもの発表会までをそろえた夏の音楽祭「フェスタサマーミュージア」の開催 ・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした事業の実施 ・中長期的な修繕計画の推進による大規模修繕の実施 ・人材育成や教育プログラム等音楽文化の創造発信を目的としたプログラムの実施 ・大規模修繕に伴う休館期間における音楽鑑賞機会等の継続的な提供 	事業推進
映像のまち・かわさき推進事業 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 多様な映像関係主体で構成する「映像のまち・かわさき」推進フォーラムを中心に、市内の豊富な映像資源による活動を促進するとともに、市内のスポットを映像関連のロケ地として活用し、市民が映像に親しむ機会の創出とまちの魅力を発信することで、映像文化の振興を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動支援 ・活動支援 ●教育現場及び地域における映像制作活動の支援 ・支援の実施 ●川崎市映像アーカイブ事業 ・アーカイブ映像の活用 ●魅力発信につながる映像作品のロケ支援 ・ロケ誘致の推進 ●ロケ地を活用した魅力発信・地域活性化 ・ロケ地周知 ●「KAWASAKIしんゆり映画祭」の開催支援 H28来場者数：2,532人 ●毎日映画コンクール表彰式の本市開催の支援 ・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・映像に関わる多くの方々の交流・連携の場である「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの構成員として、さまざまな分野との連携強化などの支援を実施 ・小学校の授業や地域の寺子屋事業などでの映像制作の支援 ・アーカイブ映像を活用した上映会・ワークショップ等の実施 ・ロケ相談窓口の設置、市内ロケ地の案内 ・関係団体等と連携しロケ実績と観光資源をセットにしたPR（ロケ地マップ・ツアー、サイトでのロケ地紹介） ・アートセンターを主な会場とした、市民が中心となって企画・運営を行う映画祭の開催支援 ・毎日映画コンクール表彰式等の広報支援 	事業推進

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



政策4-9 戦略的なシティプロモーション

政策の方向性

- 本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。
- 今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合 (市民アンケート)	40.7%	37.5%	50%以上

施策の体系

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

施策1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成



第1期の主な取組状況

- より一層の都市イメージの形成・向上を図るため、産業・研究開発分野（キングスカイフロント・工場夜景等）、文化芸術分野（藤子・F・不二雄ミュージアム等）、スポーツ分野（川崎フロンターレ等）、自然分野（生田緑地・多摩川等）、生活分野（駅周辺まちづくり等）など、重点施策を中心に、本市の多面的な魅力を活かしたイメージ戦略を進めています。
- 都市のブランドメッセージ「Colors,Future! いろいろって、未来。」を設定し、市民や民間事業者等のさまざまな主体が、まちを好きになり、まちが元気になる取組を進めています。このブランドメッセージ等を効果的に用いて、国内外に向けたさまざまな情報発信を戦略的に行っていきます。
- グローバル化が進展する中、世界における本市の存在感を高めるため、これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市等とお互いの強みや特性を活かした交流を推進するなど、国内外から行ってみたい、住んでみたい、働いてみたい、そして市民が住み続けたい「世界をひき寄せる真のグローバル都市川崎」をめざした取組を進めています。



ブランドメッセージ



施策の主な課題

- 「川崎市シティプロモーション戦略プラン」に基づき、市民の川崎への愛着・誇りの醸成や対外的な認知度・イメージの向上のための施策・事業を推進していますが、市の魅力や施策・取組等についての情報が市民等に十分届いていない状況にあるため、さまざまなメディアやブランドメッセージを活用し、市の多彩な魅力をより効果的に発信していく必要があります。



施策の方向性

- 本市の多彩な魅力について、さまざまなメディアの効果的な活用による市内外に向けた情報発信の強化
- ブランドメッセージを核とした、多様な主体を巻き込み、民間発の取組を伴うシビックプライドの醸成
- これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市等とお互いの強みや特性を生かした更なる交流の推進



直接目標

● 市内外における市の認知度・好感度を高める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値 ※10点満点 (都市イメージ調査)	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点 (平成26 (2014) 年度)	愛着 5.9 点 誇り 4.9 点 (平成28 (2016) 年度)	愛着 6.1 点以上 誇り 5.1 点以上 (平成29 (2017) 年度)	愛着 6.5 点以上 誇り 5.5 点以上 (平成33 (2021) 年度)	愛着 7.0 点以上 誇り 6.0 点以上 (平成37 (2025) 年度)
隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	50.3 % (平成26 (2014) 年度)	42.0 % (平成28 (2016) 年度)	51 %以上 (平成29 (2017) 年度)	53 %以上 (平成33 (2021) 年度)	55 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

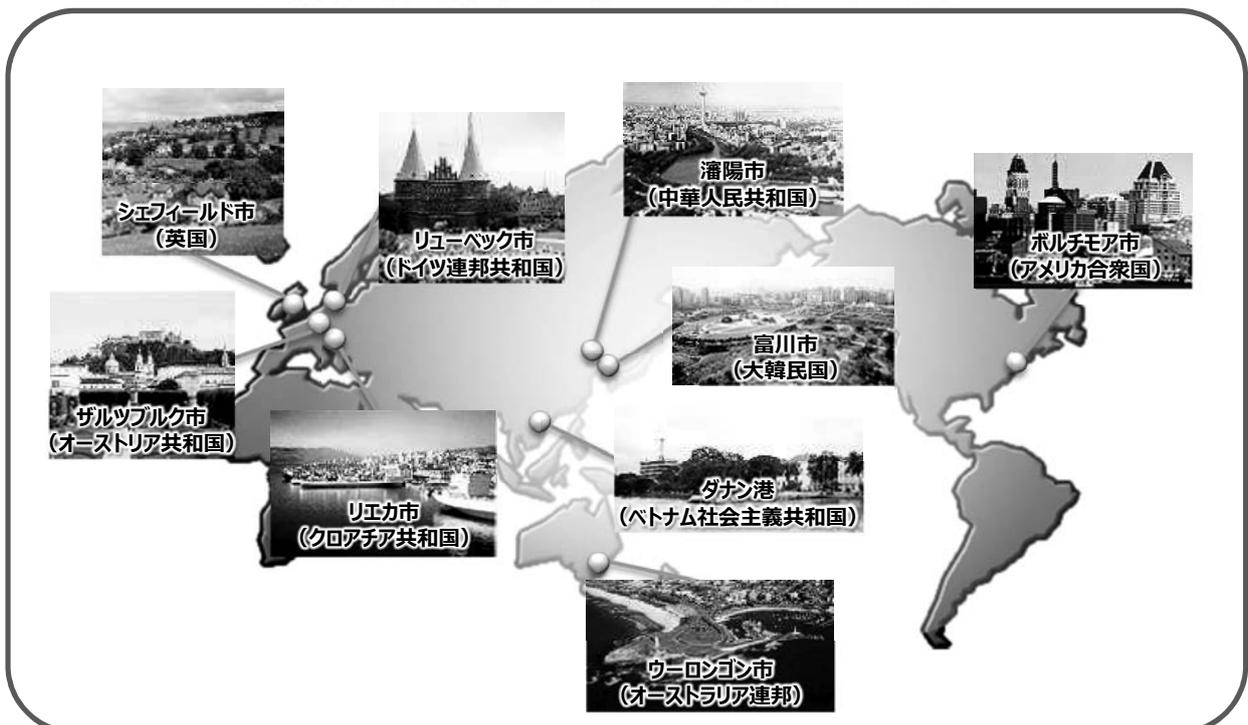
事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
シティプロモーション推進事業 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content;"> 各局と連携した戦略的な情報発信等により、市民のシビックプライドの醸成及び対外的な都市イメージの向上を図ります。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「シティプロモーション戦略プラン」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「第1次シティプロモーション推進実施計画」の推進と進捗管理 ・「第2次シティプロモーション推進実施計画」の検討・策定 ●国内外に向けた、各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市のPR冊子の作成・頒布 ・動画の制作及び効果的な活用 ●ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信及び民間活力と連携したPR事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ブランドメッセージ策定 (H28) ・広報紙や施設・各局と連携したPRの実施 ●都市ブランド推進事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> H28実施事業数：7 事業 H29実施事業数：7 事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次シティプロモーション推進実施計画」に基づく取組の推進及び「第3次シティプロモーション推進実施計画」の策定等、計画の進捗管理による取組の推進 ・SNSなどさまざまな広報媒体を活用した魅力発信及び各種メディアを活用した国内外への情報発信の推進 ・東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた「かわさきパラムーブメント」の国内外へのプロモーション活動の推進 ・市制100周年を見据えた、さまざまな団体との連携によるブランドメッセージの一層の浸透に向けた取組の推進 ・川崎の都市イメージの向上や市民の川崎への愛着や誇り（シビックプライド）の醸成につなげるための市民や事業者への継続的な支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市制100周年 (H36) に向けたシティプロモーションの一層の推進
国際交流推進事業 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content;"> 海外からの視察受入や国際交流協会との連携により、行政だけでなく市民による国際交流を促進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●海外からの視察受入や（公財）国際交流協会と連携した国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・クロアチア・リエカ市姉妹都市提携40周年記念事業 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア・ウーロンゴン市、アメリカ・ボルチモア市、イギリス・シェフィールド市、中国・瀋陽市等との周年記念事業の実施を通じた国際交流の推進 	事業推進
国際交流センター管理運営事業 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content;"> 市民の国際理解の増進及び国際友好親善の発展等に寄与するため、「国際交流センター」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●国際交流を促進するイベント、行事等の開催 <ul style="list-style-type: none"> H28開催回数：55 回 ●外国人窓口相談事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28相談件数：1,624件 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際相互理解を進めるための講座の開催 ・日本語、外国語等の研修事業の実施 ・国際交流に取り組む市民、団体等の主体的な国際活動を促す情報提供など ・生活相談等の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022) 年度以降
市民文化大使事業 文化芸術・スポーツ分野で活躍する本市にゆかりのある方々を市民文化大使に任命し、国内外の活動で連携することにより、市の魅力をPRし、イメージアップを図ります。	●市民文化大使の活動を通じた本市の魅力のPRやイメージアップ・PR等の実施	・市民文化大使の個々の活動や市長の代理としての交流事業への参加等を通じた本市のPRやイメージアップの推進	事業推進

かわさきの多彩な魅力



海外の姉妹都市、友好都市・港



10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

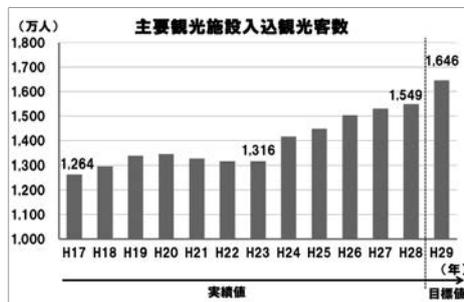
進行管理・評価

施策 2 川崎の特性を活かした観光の振興



第 1 期の主な取組状況

- 訪日外国人旅行者数の増加等の環境変化に対応するとともに、新たな集客・交流の増加による地域経済の活性化を促進するため、「新・かわさき観光振興プラン」に基づき、効果的な観光情報の発信や観光客受入体制の充実を図り、外国人観光客の誘客を促進しています。
- ものづくりの街である川崎の都市特性を活かし、市内に多数存在している生産施設や産業遺産、先端技術施設などの地域資源を効果的に活用し、産業観光ツアーや工場夜景ツアーの実施を通じた産業観光の取組を推進しています。
- 競輪事業については、新たなファン層を拡大するために、ガールズケイリンの開催をはじめ、初心者教室、バックヤードツアー等を実施しているほか、「公園との一体感を感じられる空間づくり」及び「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をコンセプトに施設の再整備を進めています。また、平成 29（2017）年度から包括的な業務委託を導入し、事業の収益性の確保に取り組んでいます。



資料：経済労働局調べ



海外のインフルエンサー（高い発信力を持つ人）を活用した観光情報発信事業



施策の主な課題

- 訪日外国人旅行者の増加を市内でのインバウンド消費につなげていくためには、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを好機として捉え、より多くの外国人を魅了するための観光資源の一体的な活用や、観光情報の積極的な発信などに取り組む必要があります。
- 競輪事業については、趣味やレジャーの多様化、ファンの高齢化などにより、車券売上額の減少傾向が続いていることから、さらなる施策の展開が求められています。



施策の方向性

- 観光協会、民間企業、近隣自治体等との連携による「オール川崎」での観光振興施策の推進
- 川崎の特性を活かした産業観光の取組の推進
- 競輪事業における持続可能な事業運営の確立に向けた施設整備及び効率的な運営の推進



直接目標

● 市内への集客及び滞在を増加させる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
主要観光施設の年間観光客数 (経済労働局調べ)	1,504万 人 (平成26 (2014) 年)	1,549万 人 (平成28 (2016) 年)	1,646万 人以上 (平成29 (2017) 年)	1,856万 人以上 (平成33 (2021) 年)	2,100万 人以上 (平成37 (2025) 年)
宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	178万 人 外国人 15万 人 (平成26 (2014) 年)	183万 人 外国人 20万 人 (平成28 (2016) 年)	187万 人以上 外国人 17万 人以上 (平成29 (2017) 年)	198万 人以上 外国人 19万 人以上 (平成33 (2021) 年)	210万 人以上 外国人 21万 人以上 (平成37 (2025) 年)
工場夜景・産業観光ツアーの年間 参加者数 (経済労働局調べ)	6,600 人 (平成26 (2014) 年)	5,416 人 (平成28 (2016) 年)	7,200 人以上 (平成29 (2017) 年)	8,100 人以上 (平成33 (2021) 年)	9,200 人以上 (平成37 (2025) 年)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
観光振興事業 観光協会、商工会議所、企業、近隣自治体等との連携体制の構築による旅行商品の造成や広報など、オール川崎による集客事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新・かわさき観光振興プランに基づく施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開 ・さらなる観光振興の推進に向けた施策の展開 ● 本市の多彩な観光資源の魅力発信と多様な広報戦略の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信、広報戦略の推進 ・ホームページやパンフレットなどによる情報発信、広報戦略の推進 ● 旅行者の利便性が高い川崎駅での観光案内の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所の整備に ・川崎駅北口行政サービス施設 (かわさき きたテラス) における観光案内の提供に向けた検討 ● 外国人観光客の誘客促進及び動態分析事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客誘客促進事業の推進 ・近隣自治体等との連携による外国人観光客の誘客促進 ・外国人観光客の動態分析及び分析結果を踏まえた施策の展開 ● 市民文化の創造と地域経済の活性化を推進するかわさき市民祭りの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・かわさき市民祭りの開催 ・市民・事業者・行政が一体となったかわさき市民祭りの開催 	事業推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業観光ツアー及び工場夜景ツアーの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・企画・実施 ・ツアーの企画・実施及び全国の工場夜景都市と連携した取組の実施 ● 教育旅行誘致活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行誘致活動の実施 ・産業観光DVD等を活用した教育旅行誘致活動の実施 ● 着地型旅行商品等の企画・検討 <ul style="list-style-type: none"> ・企画・検討 ・観光客の市内回遊性の向上を促す旅行商品等の企画・検討 ● 川崎工場夜景等のガイド養成 <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドの養成 ・「ようこそ！かわさき検定」合格者等を活用したガイド養成 ● インバウンド観光の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客向けツアーの検討・開発 ・海外におけるプロモーションの推進 ・外国人観光客向けツアーの開発・試行・実施・検証 ・SNSによる定期的な情報発信の実施 ・海外におけるプロモーションの推進 ・外国人観光客向けガイドの育成 	事業推進	

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



事務事業名	事業内容・目標		
	現状 平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
市制記念花火大会事業 川崎の市制記念のイベントとして親しまれている花火大会を開催することで、「ふるさと川崎」の意識の高揚を図り、豊かな市民文化の創造を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●観客者の安全確保及び継続可能な花火大会の企画の立案・実施 H29有料協賛席販売数：5,684席 ●民間事業者との連携による安全で楽しい大会の運営計画の策定、実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ継続可能な花火大会に向けた企画の立案・実施 ・運営計画の策定、実施 ・会場周辺の環境変化に対応した警備計画の策定、実施 ・協賛席の定着に向けた広報の実施 	事業推進
競輪場整備事業 公園との一体感を感じられる空間づくりや持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくりをメインコンセプトとして、施設の再整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎競輪場再整備基本計画」に基づく施設の再整備の推進 ●競輪場施設・設備の耐用年数に応じた整備・改修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再整備の推進 ・基本計画に基づく再整備の推進 ・設備更新及び維持修繕の実施 ・老朽化設備の更新工事及び維持修繕工事の実施 	事業推進
競輪等開催・運営事業 包括的な業務委託の導入により、公正・安全かつ円滑で効率的な業務運営を行うことで、コスト削減、ファンサービス向上、市民利用・多目的利用の一層の推進を図り、競輪事業の効果的・効率的な実施及び市民に親しまれる競輪場の確立を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的・効率的な運営方法による競輪の開催 ●新規ファンの獲得に向けた取組の推進 ●特別競輪の誘致活動の展開 ●収益向上を目指した企画レースや協賛レース等の活性化策の推進 ●市民に親しまれる競輪場に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な業務委託の導入 ・包括的な業務委託による、柔軟かつ効果的・効率的な事業運営 ・競輪初心者教室、ガールズケイリン等の実施による取組の推進 ・競輪初心者教室、ガールズケイリン等の実施 ・誘致活動の推進 ・継続実施 ・企画レースや協賛レース等の開催 ・継続実施 ・子ども自転車教室等の開催を通じた、市民に親しまれる競輪場への取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

進化管理・評価

政策体系別計画

